

令和3年度 国の施策・制度・予算に関する提案

令和2年6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、我が国の景気は、今般の新型コロナウイルスの影響により、急速な悪化が続いており、県民の生活や医療機関をはじめとする県内経済は極めて厳しい状況にあります。

こうした中、今後、「WITH・コロナ」の社会においては「医療体制の維持」と「経済活動の再開」について、両者のバランスを取り、両立させていく必要があります。

本県では全国に先駆けて、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための緊急医療体制「神奈川モデル」を構築したほか、事業者向けには「感染防止対策取組書」を作成するなど、「WITH・コロナ」時代に対応した新たな社会経済モデルへの転換に向け、動き始めています。

併せて、このような新たな施策の展開も可能とする財政基盤を確立するため、これまでも人件費の抑制や県債の発行抑制など財政健全化に取り組んできたところですが、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

こうした厳しい状況の下、本県の政策を一層推進するためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、令和3年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年6月

神奈川県知事 高岩祐治

目 次

I 新型コロナウイルス感染症対策	
1 新型コロナウイルス感染症対策	1
II 地方税財政制度	
2 地方税財政制度の改革	8
III SDGs	
3 SDGsの推進	10
IV エネルギー・環境	
4 分散型エネルギーシステムの構築	12
5 脱炭素社会の実現	14
6 資源循環の推進	15
V 安全・安心	
7 防災・減災、国土強靱化対策の推進	16
8 基地対策の推進	24
VI 産業・労働	
9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進	28
10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し	31
VII 健康・福祉	
11 健康・長寿社会の実現	33
12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	40
13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し	45
VIII 教育・子育て	
14 子ども・子育て応援社会の推進	47
IX 県民生活	
15 拉致問題の早期解決	50
16 ヘイトスピーチ対策の推進	52
X 県土・まちづくり	
17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	53
18 県営住宅の健康団地への再生	57
参考1 提案事項 府省別一覧	59
参考2 提案事項 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 関連項目一覧	61

I 新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症対策

1 地方税減収への対応

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

- (1) 今年度の県税収入については、現下の経済情勢を踏まえれば、リーマン・ショック時と同様に大幅な減収を想定せざるを得ないが、減収の多くを占める地方消費税は地方交付税制度の減収補填の対象となっていないなど、その穴埋めの目途が全く立っていないため、国においては、地方の行財政運営に支障が生じないように、地方消費税等の減収に対して確実に減収補填措置を講じること。
- (2) 来年度においても、地方の財源不足の大幅な拡大が見込まれている上、医療崩壊を防ぎ、県民の「いのち」や、雇用と事業を守り抜くため、新型コロナウイルス対策を引き続き行う必要があることから、国においては、令和3年度の地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させること。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

2 地方創生関連交付金

【提案内容】

提出先 内閣府

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じた事業を地方自治体の判断により実施できるよう、年度間流用や基金の造成なども含め、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、今後の経済状況や感染状況に応じて、機動的かつ実効性のある対策が可能となるよう、臨時交付金を引き継ぐ、新たな交付金制度を設けること。
また、交付金の算定に当たっては、市町村の財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置すること。
- (2) 地方創生推進交付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟かつ弾力的に対応すること。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

3 医療

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が初めて適用されたケースであり、本県としても外出自粛や休業要請などの対応を行ったが、休業要請に応じたもしくは、自主休業した事業者への補償がないなどの課題がある。

そこで、今後、地域の実情に応じた柔軟な感染症対策を行うため、国と県の役割分担などについて、これまでの取組を検証し、明らかになった課題については、早急に法改正を行うこと。

また、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律についても検証を行い、保健所設置市内の検査に係る情報の集約も含め、都道府県が迅速に広域的な感染症対策を行えるよう、早急に法改正を行うこと。

さらに、保健所等の業務負担軽減及び情報把握の迅速化のために5月下旬に導入された、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）については、一度登録したデータを削除できない、入力データのダウンロードができない等の課題がある。このため、早急に改善して、医療機関も含め全関係機関が運用しやすいようにすること。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設され、財政的負担に一定の配慮をいただいたところである。

しかし、設備整備については、交付の対象となる項目が人工呼吸器や個人防護具など限定列举されており、例えば、紫外線照射器などは交付の対象になっていない。また、空調設備工事などの施設整備も対象になっていないなどの課題がある。

そこで、受入施設の実情に応じた感染症対策を行うため、交付対象を幅広く認めること。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (3) 上記(2)と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため外来や救急の受入れの制限や、患者の受診控えに起因する受診者の減等に伴う医療機関の経営悪化が見込まれる。経営悪化により提供する医療機能を縮小することによる医療崩壊を回避するため、医療機関に対して国による財政的支援を行うこと。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (4) 新型コロナウイルス感染症の治療については、対症療法により治療が行われているため、ワクチンや薬の実用化及び安定供給を早急に進めること。

また、迅速に診断できる精度の高い簡易検査キットの開発も進めること。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (5) 今後、流行の第二波も予想される中、感染拡大を抑止するには、医療機関やクラスター発生施設等の現場において、新型コロナウイルスを迅速に検出できる検査体制を確立する必要があるため、アタッチケース型にパッケージ化した迅速検出法などの普及のための財政的支援を行うこと。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

- (6) 精神疾患を有し、かつ、新型コロナウイルス感染症の患者に対しては、感染症と精神疾患の専門医が緊密に連携して治療を行う必要があるため、精神科及び一般の病床における医療提供体制の強化に向けた国の財政的、技術的支援を行うこと。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

- (7) 医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル・ハイブリッド版」では、透析患者、妊産婦、小児については特に配慮が必要なことから、個別のモデルを構築しているところである。こうした配慮が必要な患者にも適切に対応するため、透析患者、妊産婦、小児における医療提供体制の強化に向けた国の財政的支援を行うこと。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課、がん・疾病対策課)

- (8) 新型コロナウイルス感染症の発生の早期探知やまん延防止、クラスター対応のため、全ての医療機関や福祉施設において、施設内のゾーニングや防護服の着脱訓練などの適切な感染対策を講じることができるよう、自治体職員や医療・福祉従事者の危機管理対応能力の向上に資する研修や訓練等を充実させること。

また、新型コロナウイルス感染症への自治体の迅速な危機管理対応を支援するため、感染症対策の専門家チームを各自治体に派遣できる体制を強化、充実させること。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

- (9) 電話やインターネットを用いた診療（いわゆる「オンライン診療」）は、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての**時限的・特例的な取扱いがされているが、患者にとって利便性が大きいものであることから、感染拡大が収束した後も、継続して推進すること。**

（神奈川県担当課：健康医療局医療課）

4 防災・減災

【提案内容】

提出先 内閣府、消防庁

- (1) 大規模災害が発生した際には、**新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の設置・運営を進めることが急務であり、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生することから、必要な財源措置を講じること。**

また、新型コロナウイルス感染症対策の取組として自治体に通知した避難所における感染症対策の内容を国のガイドラインにしっかりと位置付けるとともに、感染症を意識した避難の行動や日頃の備えについての普及啓発を強化すること。

（神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課）

- (2) 大規模災害における避難時に、感染の拡大を防止するためには、避難所の運営主体である**基礎自治体が自宅療養中の陽性者や疑似症の者（PCR検査結果待ちの者）の居住地情報と災害危険区域との照合結果を事前に把握しておくことが必須であるが、現行制度では保健所設置市以外の市町村においては把握できない仕組みであることから、早急に法制度も含めた仕組みを構築すること。**

（神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課）

5 福祉

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 現在、介護事業所は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、介護職員の毎日の健康管理や利用者の面会禁止、3密を避けるためのサービス提供、感染疑い者発生時の隔離等の徹底など、これまでにない様々な感染防止対策を講じた上でサービス提供に当たっている。そのため、**介護事業所がこうした感染防止のために講じる対策に対し、介護報酬において評価（加算）を行い、介護事業所の感染防止対策の取組を推進し、インセンティブを与える恒久的な仕組みを構築すること。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)
- (2) また、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生計維持者の経済的困窮等により、介護サービス利用料の自己負担分の支払いが困難になるのを防ぐため、保険者（市町村）が利用料の減免を実施できるよう、早期に財政支援を実施すること。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)
- (3) 社会的養育を必要とする子どもを預かる**児童養護施設等や、社会生活を維持する上で必要となる保育所・放課後児童クラブ等の就業者の子どもを預かる施設**に対して、事業を継続するために必要な職員を臨時に増員するなど**感染予防対策を講じるための人件費等に対する支援を行うとともに、介護・障害分野と同等の慰労金（危険手当）を支給すること。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、次世代育成課)
- (4) **社会福祉施設**でのクラスター発生により、一層深刻となった人手不足の解消に向けて、福祉従業者等の勤務環境における安全・安心確保のため、**感染防止対策の協力金や危険手当相当額の支給、給与等の処遇改善、発生時における福祉従事者等の宿泊施設の確保等、人員確保に係る恒久的な支援を行うこと。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害サービス課)
- (5) **生活福祉資金**について、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた経済の低迷による生活資金への不安、貸付条件の大幅な緩和、積極的な広報により、**貸付申込が急激に増加しているため、貸付原資及び事務費について必要な財源措置を行うこと。**
(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

6 産業・労働

【提案内容】 提出先 内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の資金繰りや、売り上げ減少・減収に対する支援について、感染症拡大の第2波に備えて、実質無利子化や制度融資の保証料補助など継続して支援を実施するとともに、支援のための手続きのスピードアップを図ること。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課、金融課)

- (2) 事業者が適切な感染症対策を講じた上で、持続的に事業活動を実施できるよう、感染症対策や、非対面ビジネスの構築、業態転換に取り組む事業者に対する支援や、産業の内製化・拠点化を促進する施策を引き続き講じること。

(神奈川県担当課：産業労働局産業振興課、中小企業支援課)

- (3) 地域経済を活性化するため、本県では、商店街が発行するプレミアム商品券に対する一部補助等を検討しているが、国としても甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、商店街などを対象に観光や消費を促すキャンペーン等の需要を喚起する効果的な対策を講じること。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課、商業流通課、国際文化観光局観光企画課、国際観光課)

- (4) 新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により生じた失業者等に対して、当面の雇用機会を緊急に創出するため、リーマン・ショック時に設けられた雇用創出基金を創設すること。

(神奈川県担当課：産業労働局雇用労政課)

- (5) 「WITH・コロナ」時代という新たなステージにおいて、遠隔でのサービス等を促進するため、デジタル技術やドローンを活用した感染症対策や、テレワークなどによる働き方改革、5Gや6Gの実用化など、新たなテクノロジーの活用を促進する施策を講じること。

さらに、「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデルを構築するため、旅先でテレワークを実践するワーケーション等の感染症対策に呼応した事業展開を図る取組に対する支援を行うこと。

(神奈川県担当課：産業労働局産業振興課、雇用労政課、政策局未来創生課、地域政策課、国際文化観光局観光企画課、国際観光課)

7 農林水産業

【提案内容】

提出先 農林水産省

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内農畜水産業者の経営が悪化している状況を踏まえ、農畜水産物の販売促進支援や、農業者の収入減少分を補填する収入保険制度など各種セーフティネットの弾力的な運用、価格上昇が懸念される輸入肥料・飼料等の安定供給など、県内農畜水産業者が事業を継続できるよう十分な支援を行うこと。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課、畜産課、水産課)

8 教育

【提案内容】

提出先 文部科学省

- (1) 学校が臨時休業となった影響により、授業時間が十分に確保できない状況が続いている。学校の段階的な再開に伴う児童・生徒の学習内容を保障するために、学校における感染症対策や教育活動の充実に向けた各種支援策に必要な財政措置を行うこと。
- (2) また、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のため、年間指導計画の変更を進めているが、今年度の大学入試の実施に当たっては、特例的な措置を含め受験生が安心して受験できるよう配慮すること。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局高校教育課)

II 地方税財政制度

2 地方税財政制度の改革

1 地方の仕事量に見合った税財源の確保

【提案内容】

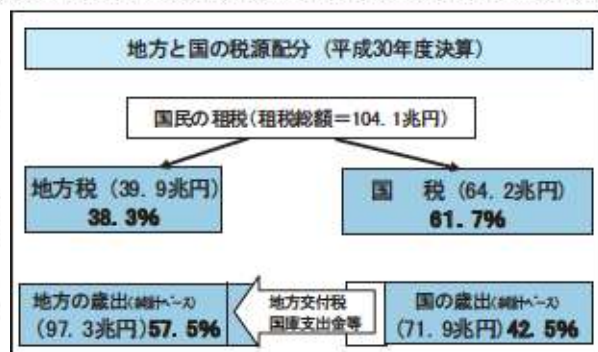
提出先 内閣府、総務省、財務省

地方の仕事量に見合った税財源を確保すること。そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ること。**

◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

また、現在の地方自治体間の税収偏在の状況は、例えば、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等に係る協力金に差が生じている状況を踏まえれば、その偏在の是正が必要である。



総務省「国と地方の税源配分の見直し」を基に作成

◆実現による効果

税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。

（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

2 地方一般財源総額の確保・充実

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

地方が責任をもって、地方の実情に沿った行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に的確に反映し、**安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。**

特に、地方の固有財源である地方交付税については、法定率の引上げを含む更なる見直しにより、**総額を確保すること。**

◆現状・課題

近年、国の予算総額は社会保障関係費の増などにより増加傾向にあるが、一方、地方財政計画の歳出総額は過去のピーク時からほとんど増加しておらず、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出している。そのため、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させる必要がある。

◆実現による効果

地方一般財源総額の確保・充実により、地方自治体は安定的な財政運営を行うことができる。

（神奈川県担当課：総務局財政課）

3 臨時財政対策債の廃止・縮減

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

また、それまでの間、財政力の高い団体に対し、多く配分されている算定方法の更なる見直しを行うとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

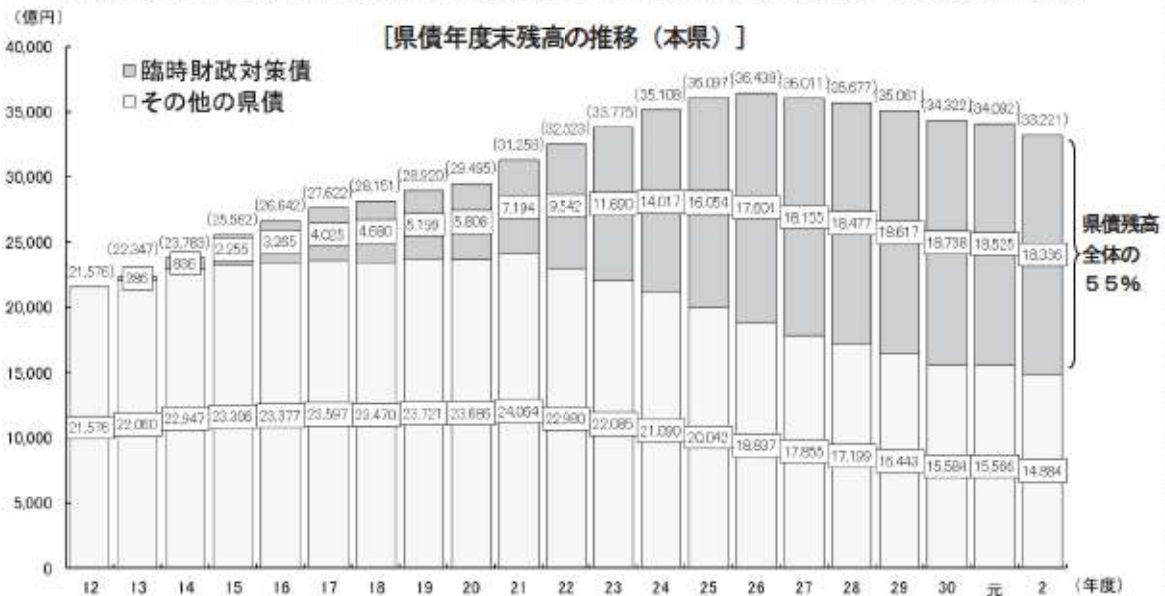
◆現状・課題

本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、臨時財政対策債は大量発行を余儀なくされ、令和元年度には減少に転じたが、依然として県債残高の半分以上を占め財政の硬直化をまねいている。

また、臨時財政対策債は、財政力指数の高い団体に多く配分[※]されている。加えて、政令市を抱える団体の場合、県費負担教職員制度の見直し後、財政規模に対する残高の割合が高まっている。

さらに、地方財政計画では既往の臨時財政対策債の元利償還金については新たな臨時財政対策債の発行により行っていることから、償還財源を確実に別枠で財源措置を講じる必要がある。

※本県令和2年度当初予算における本来地方交付税で措置される額に対する臨時財政対策債の割合：50%



(神奈川県作成)

◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

III SDGs

3 SDGsの推進

1 地方創生に向けたSDGsの推進

【提案内容】

提出先 内閣府、外務省

SDGsを原動力とした地方創生を進めるため、「SDGs日本モデル」宣言に賛同した自治体を「(仮称)SDGs日本モデル宣言都市」として位置付け、地方創生推進交付金による財政支援を行うなど、自治体によるSDGsの取組を積極的に後押しすること。

また、「自治体SDGsモデル事業」へ交付する地方創生支援事業費補助金の複数年化など、自治体への支援施策を充実すること。

◆現状・課題

本県では、2012年3月に策定した県の総合計画「かながわグランドデザイン基本構想」の基本理念に、「いのち輝く神奈川」を掲げ、総合的に施策を連環させて展開している。SDGsの理念は、本県がこれまで進めてきた「いのち輝く神奈川」の取組とまさに軌を一にするものであり、現在、総合計画とSDGsを一体的に推進している。

2018年6月には、本県の先進的な提案が評価され、29の「SDGs未来都市」及びそのうち10の「自治体SDGsモデル事業」の両方に都道府県として唯一選定された。2019年7月には、川崎市、小田原市も選定されたことにより、本県内は全国最多の5自治体が、「SDGs未来都市」となった。

さらに、2019年1月、企業・団体、学校・研究機関、住民等と連携を進め、地域からSDGsを発信するため、横浜市、鎌倉市との共催により「SDGs全国フォーラム2019」を開催した。当該フォーラムでは、地域からのSDGsの取組をリードし、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を、「SDGs日本モデル」宣言として発表した。現在、同宣言は200を超える自治体の賛同を得ており、自治体によるSDGsの取組が広がりつつある。

そうした中、国においては、2019年12月にSDGs実施指針を改定するとともに、「SDGsアクションプラン2020」を策定し、「SDGs日本モデル」宣言や「SDGs全国フォーラム」を優良事例として掲げ、全国の自治体が自発的にSDGsを原動力とした地方創生に取り組むことが求められている旨、明記した。また、「第2期 まち・ひと・仕事創生総合戦略」で掲げる指標において、2024年にSDGsに取り組む自治体の割合を60%（約1,070自治体）とするなど、SDGsに取り組む自治体の拡大を目指している。

SDGs実施指針改定版（抜粋）

地方自治体は、SDGs達成へ向けた取組をさらに加速化させるとともに、各地域の優良事例を国内外に一層積極的に発信、共有していくことが期待されている。具体的には、「SDGs日本モデル」宣言や「SDGs全国フォーラム」等のように、全国の地方自治体が自発的にSDGsを原動力とした地方創生を主導する旨の宣言等を行うとともに、国際的・全国的なイベントを開催する等により、海外や、全国又は地域ブロック、若しくは共通の地域課題解決を目指す地方自治体間等での連携がなされ、相互の取組の共有等により、より一層、SDGs達成へ向けた取組が行われることが期待される。また、今後は、より多くの地方自治体において、更なるSDGsの浸透を目指し、多様なステークホルダーに対してアプローチすることが期待されている。

しかしながら、地域からSDGsを推進するに当たり、様々な施策、事業にSDGsの要素を取り込み、さらにSDGsをコミュニケーションツールとして多様なステークホルダーとの連携により地域課題の解決に取り組んでいる自治体は未だ多くないのが現状である。

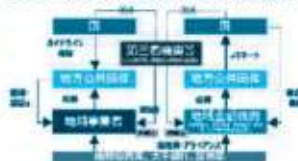
そこで、SDGsが目標としている2030年に向けて、SDGsを原動力とした地方創生を進めるためにも、「SDGs日本モデル」宣言に賛同した自治体を「SDGs日本モデル宣言都市」として位置付け、各地域の優良事例を国内外に積極的に発信、共有するとともに、地方創生推進交付金による財政支援を行うなど、SDGsに取り組む自治体への更なる後押しが不可欠である。

また、「SDGs未来都市」の提案書類作成や「SDGs未来都市計画」の策定に加え、モデル事業2年目以降の国の財政支援である地方創生推進交付金の申請に伴う「地域再生計画」の策定など、類似書類を提出することによる過度な事務負担が自治体に発生している。

こうした状況を改善するため、「自治体SDGsモデル事業」に対する初年度のみ交付される地方創生支援事業費補助金の複数年化など、SDGsに取り組む自治体を後押しする施策を充実することが求められている。

地方創生SDGsの推進

第二期の地方創生に向けては、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であり、SDGsを原動力として、地方公共団体におけるSDGsの普及促進活動の展開やモデル事例の形成への資金的援助を継続するとともに、地域課題の解決に向けた「自律的好循環」を形成するため、民間企業や金融機関などの多様なステークホルダーとの連携を進める。また、地方創生SDGsに取り組む地域事業者等を対象とした登録・認証制度の展開、地域金融機関等への表彰制度や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法等の構築を目指す。



(R2当初4.7億円) (地方創生SDGs金融フレームワーク)

自治体主導による「SDGs日本モデル」宣言と「SDGs全国フォーラム」の開催

2019年は神奈川県で開催し、157自治体が賛同する「SDGs日本モデル宣言」を採択。引き続き、2020年は長野県で開催予定であり、自治体主導の地方創生SDGsを広く発信。

【「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に係る主な手続】

時期	内容
2～3月	・「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に係る提案書類作成
6月	・「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」選定
7～8月	・SDGs未来都市計画策定 ・地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）の申請
12～1月	・地方創生推進交付金実施計画の作成・申請 ・地域再生計画の策定
3月	・地方創生推進交付金の申請

◆実現による効果

SDGsが目標としている2030年へ向けて、「SDGs日本モデル」宣言に賛同した自治体を「SDGs日本モデル宣言都市」として位置付け、地方創生推進交付金による財政支援を行うことにより、SDGsに取り組む自治体が増加し、SDGsを原動力とした地方創生が推進される。

また、自治体の負担軽減や後押しする施策を充実することにより、SDGsを活用した社会課題の解決と持続可能な地域づくりが促進される。

(神奈川県担当課：政策局 SDGs 推進課)

IV エネルギー・環境

4 分散型エネルギーシステムの構築

1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】 提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、財務省、国土交通省
(1) 再生可能エネルギーの主力電源化を図るとともに、災害時も停電のない暮らしを実現するため、建築物省エネ法において、消費性能基準適合義務化を順次拡大し、適合義務を課した建築物については太陽光発電等の創エネ設備の設置を義務づけること。

◆現状・課題

現在、大規模及び中規模の非住宅を新築・増改築する場合は、エネルギー消費量をエネルギー消費性能基準に適合させることが義務付けられているが、それ以外の建築物には義務付けされていない。また、建築物への太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの創エネ設備の設置は、義務付けされていないことから、現状、一部の建築物への導入に留まっている。

そこで、消費性能基準適合義務化を、大規模及び中規模の住宅や、小規模の住宅及び非住宅にも、順次拡大し、その上で、適合義務を課した建築物については創エネ設備の設置を義務付けるよう、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律などの関係法令を改正する必要がある。

(参考) 改正後の建築物省エネ法令の概要 (新築の場合)、2021年4月施行予定

	【提案内容】	
	非住宅	住宅
大規模建築物 (2,000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)		
小規模建築物 (300㎡未満)	説明義務*	

【提案内容】	
非住宅	住宅
再エネ等義務化	適合義務化の順次拡大 ↓
再エネ等義務化	

* 設計に際し、建築士から建築主に書面で省エネ基準への適否等の説明を行うことが必要

◆実現による効果

建築物への再生可能エネルギー等の導入拡大が促進され、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

(2) 既存住宅において、自家消費型の太陽光発電設備や家庭用燃料電池(エネファーム)を設置した際には、所得税額等を控除する措置を講じること。

◆現状・課題

住宅新築時及び既存住宅の省エネ改修時における太陽光発電の導入に対しては、所得税の特別税額控除が認められているが、既存住宅に太陽光発電のみを導入する際には、優遇措置は講じられていない。

そこで、新築時や省エネ改修時と同様に、一次エネルギー消費量の削減効果がある自家消費型の太陽光発電を導入する場合にも、費用の一定割合について、所得税額等から控除する措置を講じることが必要である。また、家庭用燃料電池（エネファーム）についても、同様の効果があることから、同等の措置を講じることが必要である。

◆実現による効果

既存住宅への自家消費型の太陽光発電等の導入が進むとともに、災害時も停電のないくらしの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

(3) 一般送配電事業者が有する固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及びハウスメーカー等が有するZEH及びZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること。

◆現状・課題

再生可能エネルギー等の導入状況を正確に把握することは、地方自治体がエネルギー政策を進める上で不可欠であるが、現在、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電や、コージェネレーション、燃料電池の設備容量の情報は、一般送配電事業者からは開示されていない。

また、国の補助やBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）認証を受けていないZEHやZEBの建築実績の情報は、ハウスメーカー等から開示されていない。

そのため、これらの情報を国において集約し、開示する仕組みづくりが必要である。

◆実現による効果

地方自治体がエネルギー政策を進める上で必要な情報が開示され、精度の高い検証が可能となり、効果的な施策の推進につながる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

2 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素の利用拡大のため、水素ステーションの整備促進や、燃料電池フォークリフト普及に向けた水素供給設備の導入促進に対し必要な措置を講じること。

◆現状・課題

水素ステーションについては、日本水素ステーションネットワーク合同会社（JHyM）が設立されるなど、整備促進に向けた機運が高まっているものの、燃料電池自動車（FCV）ユーザーの利便に供する最適な配置には時間を要している。

また、燃料電池フォークリフトについては、燃料の水素充填に当たり、高額な水素供給設備が必要となり、試行的な導入にとどまっている。

そのため、水素の利用拡大に向け、水素ステーションや水素供給設備に対する財政的支援を充実していく必要がある。

◆実現による効果

水素ステーションの整備と水素供給設備の導入が促進され、水素の利用拡大が図られる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

5 脱炭素社会の実現

1 2050年脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 農林水産省、経済産業省、環境省

国として、2050年脱炭素社会の実現を目指す姿勢を明確に示すとともに、石炭火力発電の在り方やイノベーションの早期実現を含め、この達成に向けた具体的な道筋、取組内容等を示すこと。

また、現在の国の中期目標である2030年度における温室効果ガス排出量削減目標の引き上げを早期に行うこと。

◆現状・課題

国は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むとしている。

また、この戦略の中では、石炭火力発電への「依存度を可能な限り引き下げる」としているものの、将来の在り方は示されていない。

一方、本県は、令和元年11月28日に「2050年脱炭素社会の実現」を表明しており、他自治体においても、既に100以上の自治体が、国に先んじて「2050年温室効果ガス（二酸化炭素）排出実質ゼロ」を表明している。

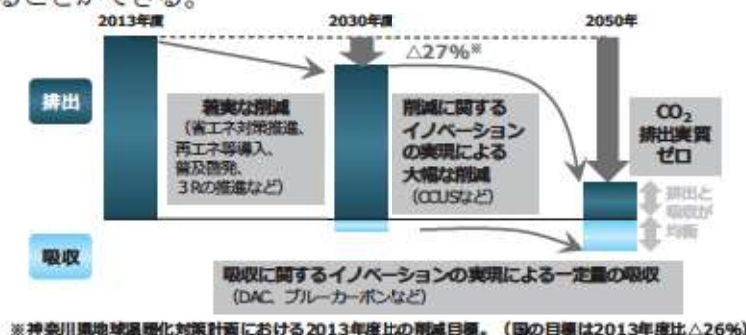
このような状況のもと、国においても「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、石炭火力発電の在り方を含めた具体的な道筋や取組内容、役割分担などを示した上で、国と地域が一体となって取り組んでいく必要がある。

また、国は、革新的イノベーションの創出に向けた研究等を開始したところであるが、これまでの取組の延長では「2050年脱炭素社会の実現」を到底達成できないため、二酸化炭素の回収・再利用・貯留等、革新的技術（イノベーション）の早期実現及び社会実装が不可欠である。

さらに、現時点で推進している取組についても国内外の機関等から強化が求められていることから、令和2年3月31日に国連に提出した温室効果ガス排出量削減の中期目標（2030年度に2013年度比26%削減）についても、早期引き上げが必要である。

◆実現による効果

国が「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、具体的な道筋等を示すことで、自治体の役割と取組がより明確となり、地域からのイノベーションの普及等にもつながる。これに加え、中期目標の引き上げにより、企業や家庭に対する取組が強化され、パリ協定が目指す気温上昇の抑制に、地域から貢献することができる。



(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

6 資源循環の推進

1 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

多岐にわたる使用済プラスチック製品の再生利用を推進するため、素材や用途に応じ、最適な再生のあり方を示すこと。特に、汚れたプラごみの熱回収を進めるため、リサイクル施設の整備を支援すること。

また、「海岸漂着物地域対策推進事業」による補助金の補助率を10割に還元するとともに、内陸域・河川のごみについても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講じること。

◆現状・課題

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラごみが、陸上から海洋へ流出していると推計されており、SDGs最先進県である本県



かながわプラごみ
ゼロ宣言



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

では、2018年9月に発表した「かながわプラごみゼロ宣言」の具体的な取組として、2020年3月にアクションプログラムを策定した。

本県では、リサイクルされない廃棄されるプラごみゼロに向けた取組の第一歩として、業界団体等と連携し、県民生活に最も身近なプラスチック製品であるペットボトルのペットボトルへの再生利用を進めることとしている。

一方で、使用済プラスチック製品には多くの種類があり、汚れていたり、素材に違いがあるにもかかわらず、現状では細かく分別されていないことから、全体の一部しか再生されないなど、有効に活用されているとは言いがたい状況にある。そこで、素材や用途に応じた、最適な再生等の方向性を、国において早急に示す必要がある。

近年、中国等で廃プラスチックの禁輸措置を行った結果、行き場を失ったプラごみが国内に滞留することが懸念されている。特に、資源価値が低い汚れたプラスチックは、品質面やコスト面からプラスチック原料へのリサイクルが困難であり、燃料としての利用を進める必要がある。そこで、プラごみの固形燃料（RPF）として利用が一層進むよう、RPFの製造業者等が施設整備する際に「省CO2リサイクル等高度化設備導入促進事業」等の補助制度が活用できるように国の支援が必要である。

海岸漂着物対策の支援について、国では、令和元年5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、海岸地域だけでなく内陸部も含め、あらゆる場所において、すべての者が当事者意識を持って、真摯に取り組むこととの考え方を示した。

本県では、これまでもプラごみの流出防止に向け、海岸漂着ごみ対策を進めているが、国の海岸漂着物地域対策推進事業（地域環境保全対策費補助金）の補助率が、当初の10/10から7/10に引き下げられ、昨年台風15号・19号による海岸漂着ごみの量が膨大で年度内に処理が完了しなかったことや、近年の人件費の上昇などにより、従前の予算規模では清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じている。また、内陸域・河川においても、民間団体・自治会・町内会等が連携した活動団体からは、支援を求める声が上がっている。

このため、将来に向けて陸域から海洋へのプラごみの流失に歯止めをかけるためには、海岸はもとより内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、十分な支援が必要である。

◆実現による効果

プラごみの再生利用等により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋プラごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)

V 安全·安心

7 防災・減災、国土強靱化対策の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進

【提案内容】 提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、頻発化・激甚化している自然災害による被害の防止・最小化を図るため、重要インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、3か年緊急対策後も防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進していく必要があることから、十分な支援を行うこと。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水害、土砂災害、大規模地震が頻発している。特に首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積している本県においては、ひとたび発災すると被害の影響が大きく、自然災害への備えを加速させることが急務となっている。

こうした中、国は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能を維持できるよう、令和2年度までの3か年で集中的に対策を実施することとしており、これにより、本県の対策事業も大幅に進捗している。

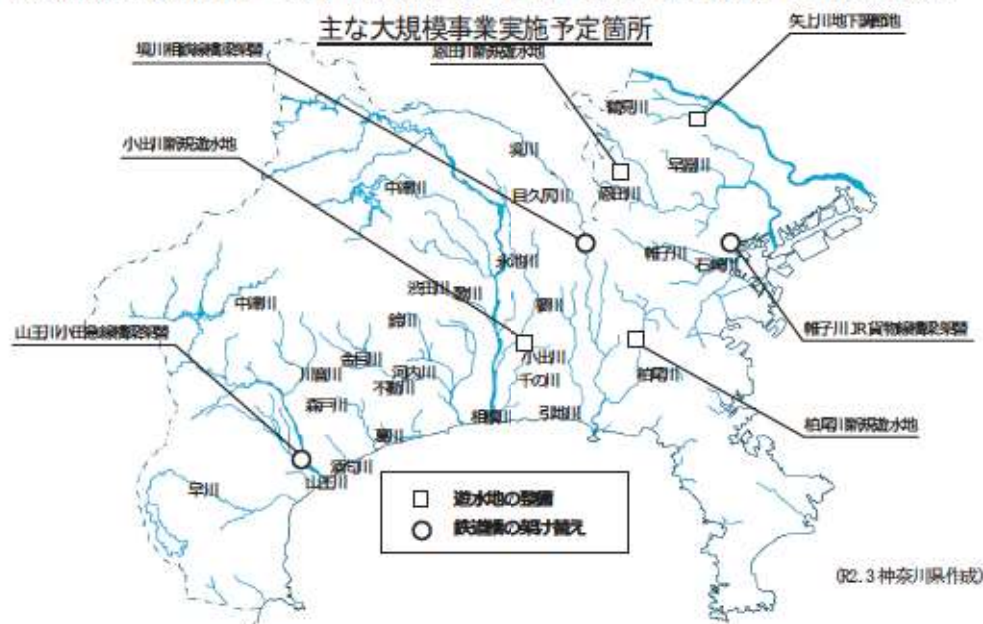
しかしながら、令和元年の台風第15号や第19号は、記録的な暴風や大雨をもたらし、県内全域にわたって近年にない甚大な被害を発生させた。また、地球温暖化等の気候変動により、今後、更に異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されている。

本県でも、近年の水害における課題や教訓を踏まえた「神奈川県水防災戦略」を定め、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靱化対策に重点的に取り組んでいるが、事前防災の取組をより一層、強力に推進するためには、「3か年緊急対策」以降においても、国の十分な支援が不可欠である。

【河川】

本県では、「3か年緊急対策」による河川のハード・ソフト対策を集中的に進めており、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性が軽減されるなど、一定の効果が現れているが、昨年の台風第19号を踏まえると、更なる水害への対応力の強化が必要である。ハード対策としては、遊水地の整備や河川の拡幅に伴う鉄道橋の架け替えなどの大規模事業等をより強力に進めていくとともに、被害の防止・最小化を図るために、堆積土砂の掘削や樹木伐採に着実に取り組んでいく必要がある。また、ソフト対策としては、引き続き市町村等の要請を踏まえ、円滑な避難のために、水位計や河川監視カメラの増設などを進める必要がある。

こうした対策の推進には、「3か年緊急対策」後も十分な国の支援が不可欠である。



【道路】

道路は、国民経済・生活を支える基幹的なインフラであり、近年、激甚化している大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策や、県内の道路ネットワークの被害を最小限にとどめ早期に復旧させるために必要な対策を緊急に実施していく必要がある。

本県では、「3か年緊急対策」を活用し、緊急輸送道路における防災点検の要対策箇所を整備、相模川・酒匂川に架かる橋りょうの耐震化や、災害時に迂回路となるバイパス整備などの事業を進捗させ、大規模災害時における通行支障区間の解消に取り組んできた。

しかし、昨年の台風19号で県が受けた道路法面の被災状況を踏まえると、緊急輸送道路の国道などにおける防災点検の要対策箇所を整備に引き続き取り組むとともに、橋りょうの耐震化や、災害時に迂回路となるバイパス整備の事業効果を早期に発現させるためには、道路の防災対策の更なる充実・強化が必要である。

このため、「3か年緊急対策」後も引き続き、高速道路や国道における道路施設の防災・減災対策を強力に推進するとともに、本県が進めている事業への十分な予算措置を含めた国の支援が必要不可欠である。



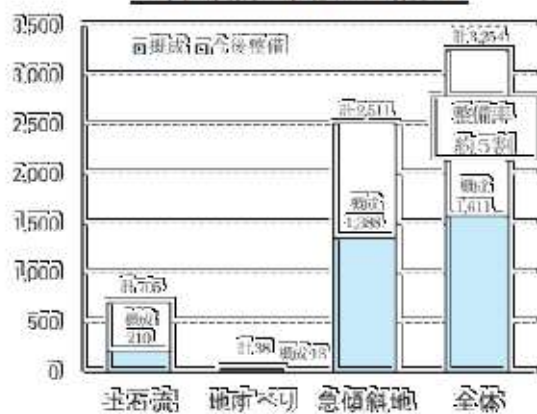
【砂防】

本県では、土石流やがけ崩れ災害等を未然に防ぐハード対策として、砂防堰堤や擁壁など土砂災害防止施設の整備を進めているが、その整備率は約5割に留まっている。昨年の台風第19号では、相模原市や箱根町等の県西部を中心に、多くの土砂災害が発生しており、避難地や避難路等の保全やその他の危険箇所も含めた施設整備を加速させる必要がある。

また、確実な避難や安全な土地利用等を促すソフト対策として進めている土砂災害警戒区域等の指定については、「3か年緊急対策」による基礎調査の結果を踏まえて、令和2年度に完了する見込みとなっているが、それ以降も、宅地開発などを踏まえた区域指定の計画的な見直しのための調査が必要である。

こうした対策の推進には、「3か年緊急対策」後も十分な国の支援が不可欠である。

土砂災害防止施設の整備状況



(図2.3 相模川流域)

土砂災害警戒区域の指定状況

(土砂災害特別警戒区域に係る調査等は全て執行済)



(図2.3 相模川流域)

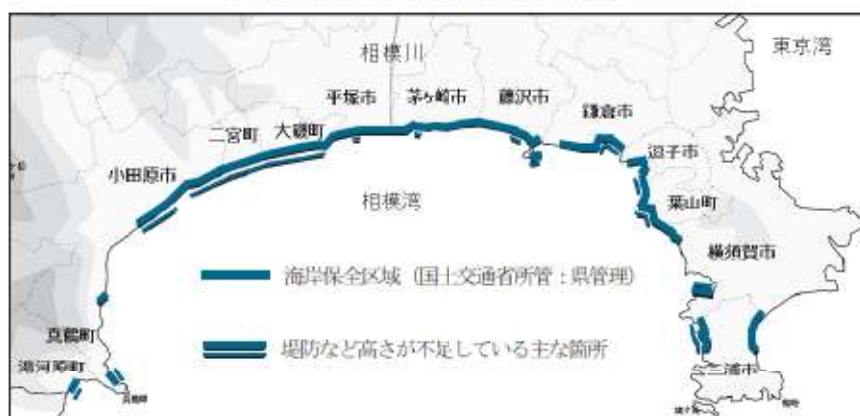
【海岸】

本県では、発生頻度の高い津波や高潮などに対応したハード対策として、基本的な方向性を示した海岸保全基本計画を策定し、整備を進めているが、堤防などの高さが不足している延長は、全体約50キロメートルのうち約4割に相当する。

そうした中で策定された国の「3か年緊急対策」により、これまで度々、越波が発生した葉山海岸など2海岸において、事業を大幅に進捗させてきたが、その他の海岸でも、昨年台風第19号の高波によって家屋等に被害が発生したことから、より一層の整備を進めるため、「3か年緊急対策」後も十分な国の支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、県による高潮浸水想定区域の指定、及び市町によるハザードマップの作成などを進めるためには、国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所



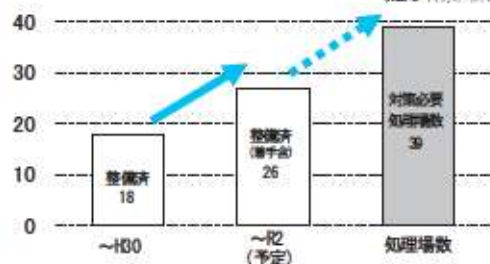
(R2.3 神奈川県調へ)

【下水道】

本県では、災害時においても下水道の機能が確保できるよう、処理場の非常用発電設備の設置や施設の耐震化などについて「3か年緊急対策」により重点的に整備を進めている。特に、非常用発電設備は、この対策により設置・増強が進捗し、外部電源喪失時のリスク低減効果が見込まれるが、昨年台風第15号では、関東各地の処理場等で停電が発生し処理に支障をきたしたことから、非常用発電設備の設置・増強について更に加速化させる必要がある。また、処理場主要施設の耐震化では、災害時に最低限の処理機能を確保する上で重要であるが、揚水・沈殿・消毒など対象となる施設が多く、そのほとんどの施設は稼働させながら対策を進めざるを得ないため、汚水の切り回しや施工時間の制約など、期間を要することから、「3か年緊急対策」後も継続的で十分な国の支援が不可欠である。

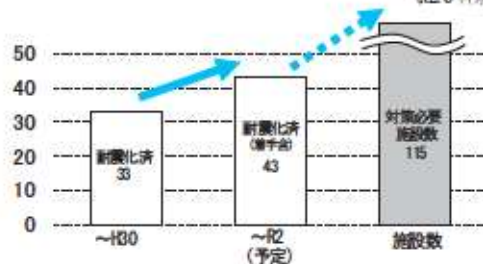
(1) 県内処理場の非常用発電設備の設置・増強状況(処理場数)

(R2.3 神奈川県調へ)



(2) 県内処理場主要施設(揚水・沈殿・消毒施設)の耐震化状況(施設数)

(R2.3 神奈川県調へ)



◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路管理課、道路整備課、河川課、砂防海岸課、下水道課)

2 安否不明者・死者氏名等原則公表の法令等への明記

【提案内容】

提出先 内閣府

安否不明者・死者の氏名等について、円滑な救出・救助活動の実施及び速やかな国民への情報開示の観点から、各都道府県が原則として公表できるように、法令等に明記すること。

◆現状・課題

近年、大規模災害が激甚化・頻発化し、警察、消防、自衛隊など防災関係機関が中心となって、一刻も早く安否不明者の消息を確認するため、懸命な捜索、救助活動が行われている。

現行の国防災基本計画では、死者と不明者の数は「都道府県が一元的に集約する」とされているが、氏名の公表に関する規定がなく、各自治体の判断に委ねられており、過去の災害対応では、既に安否が確認されている方の捜索が続けられたことで、救出・救助活動に遅れが生じたと言われている。

本県では、令和2年3月に地域防災計画を修正し、全国的な統一基準が策定されるまでの間、災害時の安否不明者・死者の氏名等を、原則速やかに公表することとしたが、自治体間等で対応の違いをなくすため、全国統一の基準を作成する必要がある。また、自治体ごとに個人情報保護条例が異なることから、法令等に明記することが必要である。

◆実現による効果

災害時における安否不明者・死者の氏名等の公表について法令等に明記することで、各都道府県が同一の基準により公表できるようになることにより、都道府県域を超えた広域災害時においても、一人でも多くの人命を救うための迅速かつ円滑な救出・救助につながるとともに、災害対応の検証ならびに防災・減災の教訓に寄与する。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

3 風水害対策の支援強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省、気象庁

- (1) 近年の風水害における対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象・避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

平成30年7月豪雨、令和元年の台風被害など、数十年に1度と言われるような豪雨や台風などの異常気象が続く近年の気象状況等を鑑みると、大規模水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を強化することが急務である。本県では、風水害対策を加速させるため、「水防災戦略」を策定し、「水害からの逃げ遅れゼロ」を目標の1つとしており、住民の避難意識を高めるためにも避難情報などのさらなる普及啓発が必要である。

◆実現による効果

避難意識を高める普及啓発の強化により、住民が気象や避難情報について、正しく理解することで、適切な避難行動につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

- (2) 大規模水害時の広域避難に対する住民や市町村の意識を高めるため、簡易で分かりやすいガイドラインの策定や、普及啓発を強化すること。また、風水害における事前の広域避難に係る手順や権限等について、法令等で明確にすること。

◆現状・課題

浸水範囲が広がる大規模な水害では、避難所が不足し、自治体の枠を超えた事前の広域避難が必要になるが、水害における広域避難は十分な時間が必要であり、風雨が始まる前の早い段階からの避難に関する住民の意識啓発等が課題となっている。

また、災害対策基本法における広域一時滞在の規定については、主に地震を想定した発災後の避難を対象としたものとなっており、風水害における広域避難に係る手順や権限等について明記されていない。

◆実現による効果

広域避難に対する普及啓発を強化し、さらに手順や権限等が法令等で明確になることで、住民や市町村の事前の広域避難への意識が高まることにつながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

- (3) 被災者の生活再建に向けた支援施策について、民間保険による救済とのバランスも考慮した、既存制度の統合も含めた抜本的な検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない救済制度を創設すること。

◆現状・課題

被災者の生活再建への支援については、現在、複数の法制度、交付金制度など、趣旨の異なる制度が混在しているため、被災者や自治体にとってわかりにくく、また、救済される被災者も限定され、自治体によって支援に格差も生じることになる。

◆実現による効果

現行制度の整理とともに、全国統一的な支援制度を構築することで被災者のすみやかな生活再建や安定した暮らしの確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

- (4) 災害救助法の適用に当たって、被災市町村間の格差が課題になるような場合、県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を構築すること。

◆現状・課題

災害救助法の適用に当たっては、いわゆる4号基準による都道府県の判断による適用が可能だが、被災状況などから法適用できない市町村もあり、被災市町村間の格差や不均衡が生じることとなる。

◆実現による効果

客観的かつ弾力的な適用基準の構築により、被災者にとって公平感のある支援につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

4 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においても、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定をさらに進めていく必要がある。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

- (2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的支援及び技術的支援を拡充すること。特に、浸水深が浅い場合等に適用する新たな簡易基準を策定すること。また、市町等が行う検証は、多額の財政負担が発生することから、検証を確実に実施できるよう財源措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」(国土交通省告示第1318号)が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への財政的・技術的支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

5 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、噴火警戒レベルが1に引き下げられた。その後、令和元年5月に、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づく、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実により、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

6 地震観測体制及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局災害対策課)

7 石油コンビナート地域の防災対策の強化

【提案内容】

提出先 消防庁、経済産業省

石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、先端技術を活用した防災対策の充実強化や人材育成の充実を図ること。

◆現状・課題

平成 28 年 10 月には、本県における相模トラフを震源とする長周期地震動の大きな影響を示唆する研究結果が国から発表された。石油コンビナートは、我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であることから、事業者の防災対策が着実に進むよう、先端技術を活用した新たな検査手法の推進や IoT や AI を活用したプラントの運転・保守管理のノウハウを持つ人材育成を推進する必要がある。

◆実現による効果

ドローンなど先端技術の活用により、数百ある石油タンクの中から、危険な状態にあるタンクを速やかに把握でき、優先順位をつけ、初動対応を行うことができる。さらに、IoT・AI 活用したプラントの運転・保守管理のノウハウを持った人材を育成することで、より安全なプラントの管理が可能となる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局消防保安課)

8 基地対策の推進

1 基地の整理・縮小・返還の早期実現

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

◆現状・課題

都市化が進む人口密集地に12ヵ所、約1,739ha（県土の約0.72%）に及ぶ米軍基地が所在し、まちづくりへの障害など、様々な基地問題の原因となっている。

◆実現による効果

沖縄に次ぐ第二の基地県といわれる本県の基地負担が確実に軽減される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

2 厚木基地の航空機騒音の軽減

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用や基地周辺の騒音状況について情報提供するとともに、恒常的訓練施設を早期に確保するなど、今後、厚木基地で空母艦載機着陸訓練のような大きな騒音被害を生じさせることがないよう取り組むこと。

◆現状・課題

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用の現状や今後の見通しについての情報が不足しており、また、硫黄島に替わる恒常的訓練施設についても、未だ確保されていない。

◆実現による効果

厚木基地の航空機騒音が軽減され、基地周辺住民の騒音被害に対する不安が解消される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

3 基地周辺対策の充実強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。特に、厚木基地周辺においては、基地負担に見合った対策を実施すること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

◆現状・課題

基地返還の際の国有地処分については、一部を除き有償処分とされ、返還後の跡地利用を進めるに当たっての地元自治体の負担が大きい。

◆実現による効果

地元住民や自治体の意向や要望を活かした、基地の跡地利用や共同使用が可能になる。基地と地元の良い相互関係を構築することで、地元にもメリットをもたらすことができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

4 基地の安全管理の強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の安全確保のため、日ごろから、基地と地元など日米関係機関で安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の迅速かつ円滑な基地立入りの実現を図るよう、早急に米側と調整すること。

◆現状・課題

平成27年8月に起きた相模総合補給廠の火災では、日ごろからの基地と地元との安全に関する情報共有や、万一の際の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りという課題が浮き彫りになった。

◆実現による効果

緊急対応や早期の原因究明、日ごろから地元の意向を生かした再発防止策の策定が可能となり、基地周辺住民の安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

5 日米地位協定の見直し

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを構築すること。また、基地の安全確保に向け、基地での事故発生後の国への速やかな調査報告に加え、基地の安全管理や事故発生後の再発防止策に自治体の意見が反映される仕組みを設けること。

◆現状・課題

日米両国政府は、基地に関する問題が発生する都度、運用改善で対応してきたが、地元自治体の声を反映する仕組みがないなど課題が多く、抜本的な改定が不可欠である。

◆実現による効果

日米地位協定改定を求める国民・県民の声に応え、基地問題に対する地元の不満を低減させ、安定した日米関係の構築に資することができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

6 災害時等における米軍との相互協力

【提案内容】

提出先 外務省・防衛省

災害時における地域の安全・安心の確保等に向け、国及び地方公共団体と在日米軍との間の災害対策、事前準備及び災害時における相互協力を確実にを行うための仕組の構築に関する特別協定を締結すること。また、災害時等における日米間の相互協力を推進するために必要な事項を、日米地位協定に規定すること。

なお、災害時等における相互協力について検討するに当たっては、基地の機能強化に結びつくことがないよう留意すること。

◆現状・課題

平成23年3月の東日本大震災では、米軍による大規模な救援活動が実施されるなど、災害時における米軍との相互協力は、大きな成果を上げている。一方で、現行の日米地位協定には、災害時等の相互協力の裏付けとなる規定がなく、米本土等から来援する部隊も含め、活動する米軍の地位や権限は曖昧である。また、防災訓練への米軍参加を含め、米軍と自治体との相互協力も、明確な根拠を持たず、日米双方の善意によって成り立っている。

そこで災害時等における日米間の相互協力について日米地位協定に規定を設けるとともに、その詳細について、日米両国間で特別協定を締結するなど、国家間のルールを明確にすることが必要である。

◆実現による効果

災害時等における日米間の相互協力について国家間のルールを明確にすることにより、地方自治体と米軍基地との連携を含め、いざというときに円滑かつ確実な協力を得ることができると期待される。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

提出先 内閣府

原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。

◆現状・課題

国では平成28年7月に「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を改訂したが、具体的な防災資機材の整備については示されていない。今後も原子力艦の災害対策は、国の責任の下、実効性のある安全対策の充実を図る必要があり、安定ヨウ素剤を含めた新たな防災資機材の整備等を進めるとともに、万が一の場合に備えた防災体制の整備が必要である。

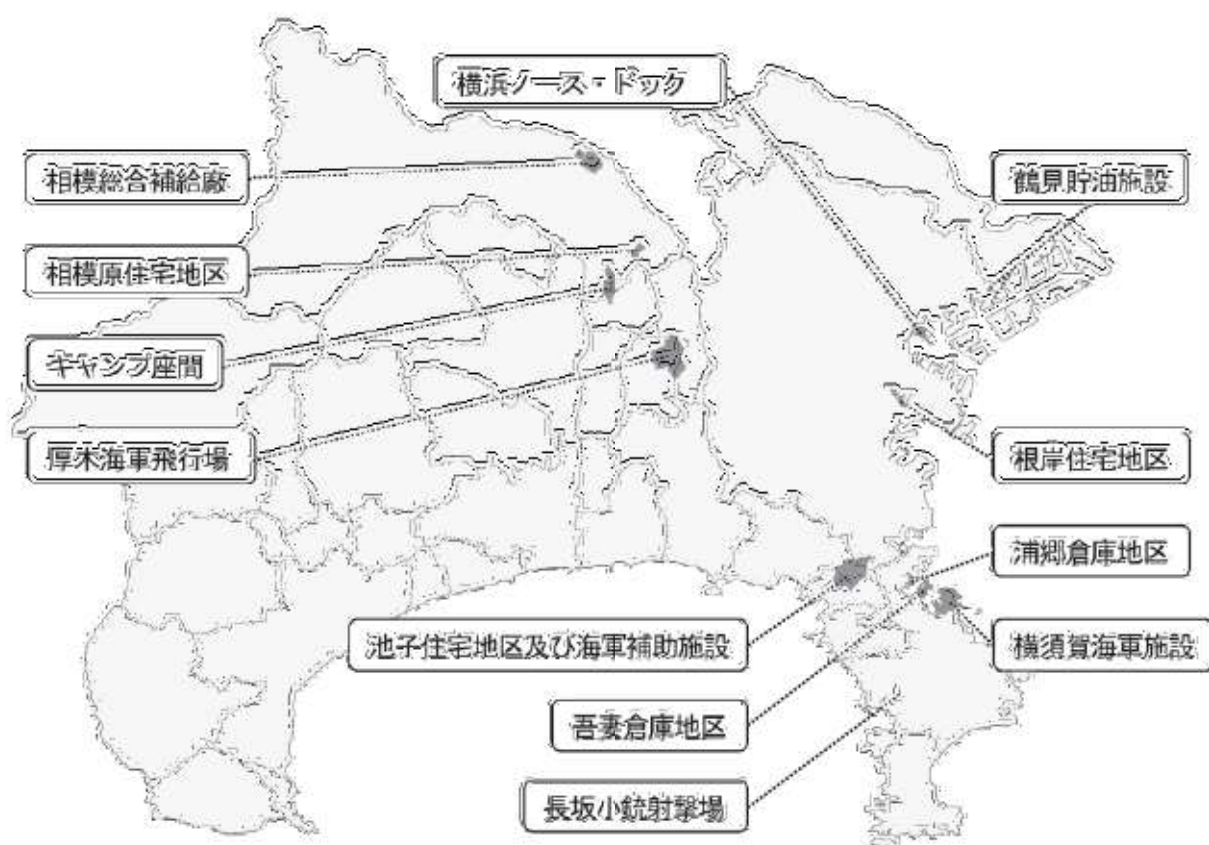
◆実現による効果

原子力艦の事故発生時における、関係機関との迅速な情報伝達・共有や初動対応が可能となり、事故や原子力災害による被害の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局総務危機管理室)

[本県における米軍基地の現状]

- ◎ 都市化が進む人口密集地に近いの基地が存在
- ◎ 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など、在日米軍の重要な基地が存在
- ◎ キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- ◎ 横須賀海軍施設は、原子力空母ロナルド・レーガンをはじめとする第7艦隊の主要艦船が配備
- ◎ 厚木海軍飛行場周辺で、米軍機による騒音被害が発生



(図：神奈川県作成)

VI 産業・労働

9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

1 「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省

- (1) 健康長寿社会の実現に向けた取組を推進するため、健康・医療戦略に位置付けた「未病」の考え方をさらに推し進め、「未病コンセプト」を基軸とした国の施策を推進すること。

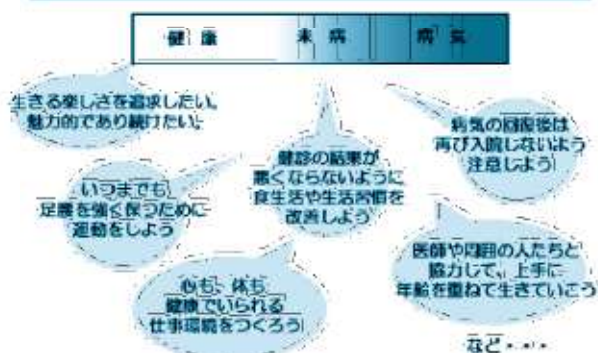
◆現状・課題

超高齢社会を乗り越えるためには、「未病コンセプト」に基づき国民一人ひとりが主体的に自分の健康状態を考えることが重要である。健康・医療戦略（第二期）では「第一次予防、第二次予防、第三次予防」を定義付け、国の施策が計画されているが、「予防」とは「健康か病気か」を二分するモデルにおける考え方である。本来、健康と病気とは「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す「未病コンセプト」の下、施策を推進すべきである。国民の「未病改善」を図るため、「未病コンセプト」に基づき、国として施策を推進する必要がある。

◆実現による効果

超高齢社会においては、未病の考え方に基づく施策推進が必要である。「未病コンセプト」を基軸とした施策を推進し、特定の疾患予防にとどまらず、体全体の状態を最適化する（＝「未病改善」）ことで、持続可能な健康長寿社会の実現につながる。さらに「未病コンセプト」を基軸とし国の施策を推進することで、健康に関する様々なイメージが広がり、個人が専門家のサポートを受けながら、民間サービスを主体的に選択して生活の質を高めていくことで、「未病」に関わるサービスの市場が広がり、新たな産業分野（未病産業）の創出・拡大につながる。

『未病』の考え方が広げる様々なイメージ



神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室

- (2) 国民一人ひとりの行動変容を促すためには、自分の現在の「未病」の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化することが重要であることから、国の施策において「未病指標」を活用し、「未病指標」の普及を図ること。

◆現状・課題

国民の健康寿命延伸と新たな市場・産業の創出が求められる中、「健康長寿社会の形成に資する新産業創出」、「未病の取組を進めるための指標の構築」等が健康・医療戦略でも指摘されるなど、個人の行動変容を促す取組を支援することが喫緊の課題である。こうした課題に対処するため、個人の現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化(=「未病指標」)し、個人の主体的な行動変容を促す未病改善の取組を保険者努力支援制度において評価するなど、「未病」を基軸とした具体的な施策の推進が必要である。

◆実現による効果

国が具体的な施策の中で個人、企業、自治体を含めて「未病指標」を活用することで、これまで潜在的に存在していた価値を可視化し、個人の具体的な行動変容を促すことができる。さらに、「未病指標」は商品やサービスの評価基準となるだけでなく、企業や地域における健康課題を明確にして解決に導くための重要なツールとなる。



(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

2 再生・細胞医療の実用化の促進

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、厚生労働省、文部科学省

再生・細胞医療の実用化を促進するため、高品質でコスト面でも優れた細胞を安定的に生産・供給する拠点機能の設置に対し、必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

再生・細胞医療は、自分の細胞から内臓や神経を再生するなど、次世代の医療として大きく期待されている。こうした医療をいち早く提供するため、本県では、羽田空港対岸の川崎市殿町地区のライフイノベーションセンターに企業を集積し、業界団体、大学などと連携したネットワークを構築し、実用化に向けた支援に取り組んでいる。

また、慶應義塾大学を中心にして、神経・運動器(歩行)などに着目して再生・細胞医療と最先端医療機器を融合した脊髄機能再生プロジェクトなどを推進しているほか、殿町に立地する日本で唯一の機関となる実験動物中央研究所や国立医薬品食品衛生研究所を中心に、理化学研究所等も参画し、再生・細胞医療の品質評価の取組も進めている。

そうした中、臨床に用いることのできる高品質でコスト面でも優れた再生・細胞医療の細胞を生産・供給できる施設は実用化及び産業としての国際競争力強化に不可欠であるが、その設置に当た

っては、地域・拠点を絞って人材、資源を川崎市殿町地区に集中的に投入する戦略的な取組が重要になる。

◆実現による効果

戦略的地域・拠点を中心に、再生・細胞医療の実用化が加速するとともに、アカデミア等が開発したシーズの実用化を促進する持続可能なモデルも実現し、その設置した効果が全国に波及する。

また、脊髄機能再生や中枢神経再生及び椎間板再生等の実用化研究の加速化に加えて、再生・細胞医療と最先端医療機器の融合展開を進めることで、健康寿命延伸に向けて大きな効果が期待できる「歩行機能向上・再生」を中心に再生・細胞医療の社会実装が進む。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

3 外来感染症対策での革新的技術の活用促進

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省、文部科学省

外来感染症（新型コロナウイルス、ジカウイルス、デングウイルス等）対策において、革新的技術の社会実装を促進するため、必要な予算措置を講じると共に、県内外の検査機関等への速やかな導入を進めること。

◆現状・課題

県は、ヘルスケア・ニューフロンティアの取組の中で、神奈川県衛生研究所と理化学研究所による外来感染症の防疫に資する技術開発研究を支援している。

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりを踏まえ、神奈川県衛生研究所と理化学研究所は、2020年2月に新型コロナウイルスを迅速かつ高感度に検出する研究用試薬を開発し、大学や試験研究機関とも連携して実証研究体制も構築し、実際の検体で性能確認したところである。また、2021年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、県内外の検疫所において、開発中の外来感染症の迅速検出システムの社会実装を行うことを計画している。

特に、今回開発した革新的技術は、新型コロナウイルスを特異的に区別して判定できるもので、今後、ウイルスの変異などにも対応できるポテンシャルを持っており、将来起こる可能性のある危機事象にも迅速に対応可能な技術となり得るものである。

こうした外来感染症に関する革新的技術について、いち早く研究機関等への導入促進などをしておくことは極めて重要であるため、国による必要な産学官連携経費などの予算措置、県内外の検査機関等への速やかな導入支援が必要である。

◆実現による効果

外来感染症に関する革新的技術の導入により、検疫所等における迅速かつ高感度な外来感染症の検出が可能となり、防疫の水際対策が飛躍的に向上する。また、低コストな国産技術であることから、比較的少ない費用負担で外来感染症の検出が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室)

10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 税制度の見直し

【提案内容】 提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

(1) 市街化調整区域内の農地において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること。

◆現状・課題

市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている6割近くの農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

農園数合計	うち市街化調整区域内の「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付法」に基づく農園数	割合
879箇所	526箇所	59.8%

農林水産省「市民農園開設状況調査」(H31)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化調整区域内の市民農園の状況]

- (2) 三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

◆現状・課題

三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。

本県の市街化区域内農地における農業用施設用地の課税額の比較

(1 m²当たり)

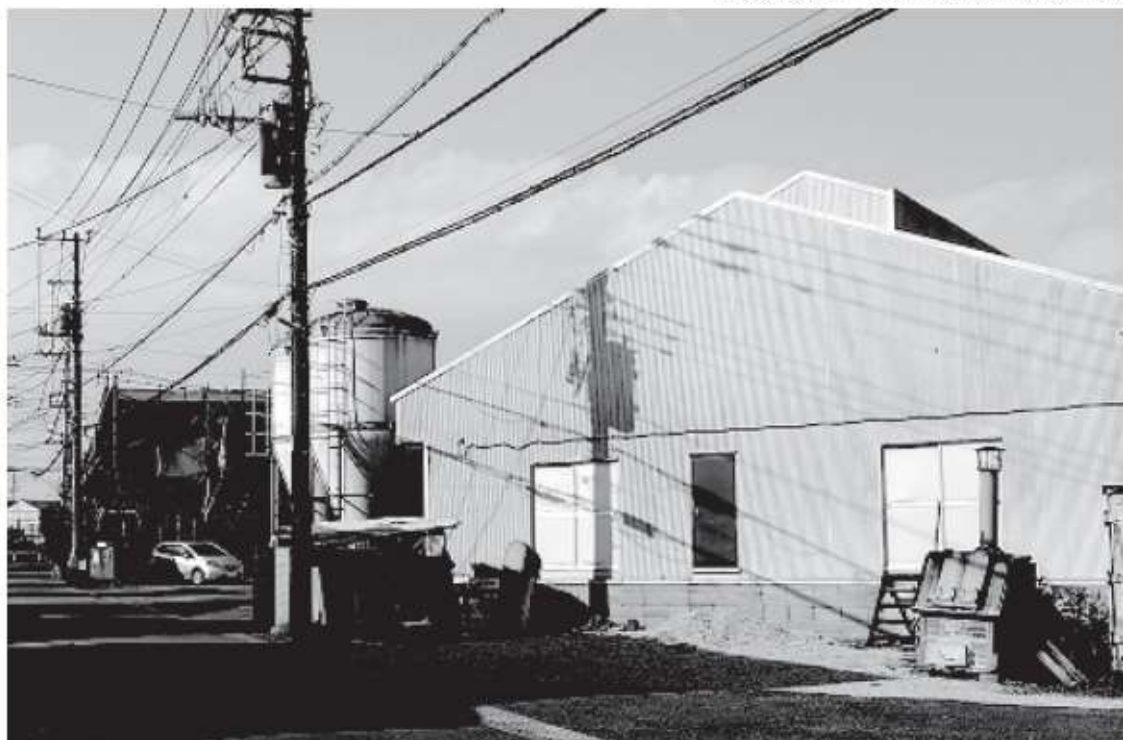
	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)	合計 (円)
市街化区域内 (A)	530	84	614
生産緑地地区内 (B)	49	7	56
A/B	10.8倍	12.0倍	11.0倍

綾瀬市の例 (H30) を基に作成

◆実現による効果

生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



【県内市街化区域内の農業用施設（鶏舎）の状況】

VII 健康・福祉

11 健康・長寿社会の実現

1 未病改善の取組による健康・長寿社会の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

本県が掲げる「未病」の概念の重要性が「健康・医療戦略」に盛り込まれたことを踏まえ、国においても、「未病」の概念を積極的に取り入れ、健康の維持・増進、病気や要介護状態等の進行抑制・改善に向けた個人の取組を支援するとともに、地方自治体における取組への支援を行うこと。

◆現状・課題

国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれた。未病改善は、国が掲げる健康・長寿社会の実現に有用であり、未病改善の概念を健康・医療・介護政策に具体的に位置付け、国民一人ひとりが、食生活や運動面等の未病改善に取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。

また、健康・長寿社会を実現するには、切れ目のない医療・介護・健康づくりサービスの提供体制の構築が重要である。地域医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を図る上では、医療・介護、ヘルスケアのデータを、ICTを活用して個人・関係者が共有し、きめ細かく対応できる体制づくりが大変有効であり、地域医療介護総合確保基金の目的とも合致していることから、基金を活用した支援が必要である。

◆実現による効果

「未病」が健康・医療・介護政策に位置づけられ、食・運動・社会参加による「未病改善」に誰もが取り組める社会環境の形成により、国民一人ひとりが、生活習慣病や高齢者の虚弱化の進行から、心身をより健康な状態に近づけることが可能となるなど、健康長寿社会の実現に資する。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課、福祉子どもみらい局高齢福祉課)

2 健康寿命指標の見直し及び自治体への情報の提供

【提案内容】

提出先 厚生労働省

地方自治体が未病改善の施策を推進していく上で、成果を検証するための確かな指標が必要である。現在、指標の一つとしている「健康寿命」について、より客観性や再現性があり、適時算定可能な方法を採用し、併せて、健康か不健康かの二分ではなく心身の状態をグラデーションで捉えた視点も考慮すること。

また、その算定方法や算定に用いた基礎データも明らかにすること。

◆現状・課題

健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間又はその指標の総称であり、現在、国では、3つの算定方法（①「日常生活に制限のない期間の平均」、②「自分が健康であると自覚している期間の平均」、③「日常生活動作が自立している期間の平均」）を示し、健康増進計画「健康日本21」においては、そのうちの一つ ①「日常生活に制限のない期間の平均」を健康寿命として掲げている。

これらの算定方法については、2019年3月の「健康寿命の在り方に関する有識者研究会」報告書において、上記の①を引き続き採用し、③を補完指標として利活用するとされ、2020年3月に閣議決定された「健康・医療戦略」にも引き継がれているが、①は客観性や再現性がなく標準指標として適していない。その点③は、介護保険情報に基づいており、要介護認定が65歳以上に限られることや申請状況及び要介護度の判定方法がその算定結果に影響するものの、抽出ではなく全認定者数を算定の基礎としているため、①や②に比べ客観性と再現性も認められ、また毎年算定が可能である。



しかし、本来、人の心身の状態は、日々、健康と病気の間で変化するグラデーションの状態、つまり「未病」であり、これをより健康に近づけていくことこそが健康寿命の延伸につながるものである。そのため、健康と不健康に二分する評価ではなく、心身のグラデーションの状態に応じた評価に転換させる必要がある。

なお、国は、健康寿命に影響を及ぼす身体的・社会的要因の分析のため、今後も研究班での検討を行うとしているが、③についても、より実態に即した指標となるよう、介護度に応じて細分化するなどの工夫が必要である。

◆実現による効果

健康寿命が、より適確な算定方法により算定され、基礎データも明らかにされることで、健康寿命に影響を与える主なリスク要因や地域間格差の要因を検討することが可能となり、健康課題の特定、中長期的また広域的な健康・医療政策の展開を助け、健康長寿社会の実現に資することとなる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

3 認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」

【提案内容】

提出先 厚生労働省

認知症施策の推進に当たっては、認知症の人とそうでない人を区分せず、誰もが同じ社会でともに生きる、「共生」の基盤のもと、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえるとともに、「認知症の未病改善」の表現を取り入れること。

また、「認知症施策推進大綱」の実効性が確保されるよう、様々な施策を推進するために必要な財源措置を講じるとともに、施策の効果検証・見直しを行うこと。

さらに、国として認知症のリスクを軽減する未病改善の研究等を一層推進すること。

◆現状・課題

令和元年6月に策定された国の「認知症施策推進大綱」では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしている。

また、誰もが認知症になりうることを意識するためには、心身の状態が健康と病気の間で連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえ、今後は、「認知症の予防」ではなく、「認知症の未病改善」の表現を取り入れ、「共生」の基盤のもと、認知症施策を進めていく必要がある。

認知症施策推進大綱には様々な施策が位置付けられているが、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりを推進するためには、恒久的で活用しやすい、十分な財源措置を講じる必要がある。

加えて、若年性認知症施策については、若年性認知症の人の経済的問題への支援や、就労の継続を含めた社会参加等のために、事業主等の理解や関係機関との連携が不可欠であることから、引き続き国として、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行う必要がある。

また、認知症施策の推進に当たっては、地方自治体の実情を踏まえた検討を進めるとともに、認知症の人や家族の意向を踏まえて施策の効果検証・見直しを実施していくことが必要である。

現在、国において研究や開発が進められているが、認知症は未だその病態解明が不十分であることから、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組は十分に確立されていない。こうした状況の中、認知症のリスクを軽減するためには、認知機能検査に関する情報や、診療報酬・介護報酬等のビッグデータといった客観的な数値等を活用して、住民等が一体となり地域全体で効果的と思われる取組を推進できるスキームを整える必要がある。

◆実現による効果

認知症のリスクを軽減するための未病改善の取組を推進するとともに、「未病」の考え方を踏まえた認知症施策の推進及び必要な財源措置や環境整備の確実な実施により、認知症の人や家族の視点を重視した、認知症施策推進大綱の実効性が確保される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、健康医療局健康増進課)

4 がん対策の推進

【提案内容】

提出先 総務省、厚生労働省

(1) 画像診断支援に極めて有用なツールであるAI（人工知能）が、がん検診の精度管理など医療現場で積極的に活用されるよう、国が主導して体制を整備すること。

また、ゲノム情報やがん登録情報などのビッグデータをAIにより解析することで、がん医療の質の向上や医療政策の立案につながるよう、体制を整備すること。

◆現状・課題

画像診断の正確さは医師経験に大きく依存し、専門医であっても発見が難しい場合がある。AIのディープラーニングを画像診断支援に活用することによって、画像診断時の見落とし率の低下が期待できる。

また、ゲノム解析の結果に基づき、個々人に合わせた診療を提供するゲノム医療の実現への期待が高まっているが、ゲノム解析ではデータが大量に発生することから、AIを活用した分析が必要とされる。

がん検診により早期発見・早期治療ができれば、がんになっても治る可能性が高くなることから、AIによるがん登録などのビッグデータの分析により、がん検診受診をより効果的に促進していく必要がある。

◆実現による効果

AIを用いたがん医療を推進することにより、がんの見落とし防止やビッグデータの解析に基づくがん医療の質の向上につなげることができる。また、医療従事者にとって、業務負担の軽減が図られるとともに、行政の医療政策の立案にも資するものである。

(神奈川県担当課：健康医療局がん・疾病対策課)

- (2) **重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象を拡大するとともに、診療報酬額を適正な水準とすること。また、保険診療の拡大に伴って人材が不足しないよう、放射線治療の専門医師の育成を図ること。**

◆現状・課題

本県では、がん患者に優しく質の高い医療を提供するため、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成27年12月から開始した。重粒子線によるがん治療のうち、先進医療に位置付けられている症例について、持続可能な医療保険制度の運営に留意しつつ、保険適用に向けて本県でもエビデンスの確立に向け取り組んでいるが、治療費の患者の自己負担額が300万円を超え、高額であることから、患者負担軽減のため、保険適用の拡大が必要である。また、これまで保険適用となった症例については、診療報酬額が低く医療機関側の大幅な減収となり、施設の運営が困難であるため、実態に合わせた診療報酬額とする必要がある。さらに、放射線治療の専門医師は全国的に数が限られており、確保が厳しい状況にあることから、人材を育成する必要がある。

◆実現による効果

保険診療となった場合には、患者の自己負担額は保険診療の制度で定められた割合に抑えられる上、高額療養費制度も適用され、患者の経済的負担を大幅に下げることができる。

また、保険診療に当たって、診療報酬額を適正な水準とするとともに、放射線治療医を育成することにより、医療機関の運営や人材確保が安定し、重粒子線治療を安定して患者に提供することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局県立病院課)

5 感染症対策の強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

感染症の発生の早期探知やまん延防止を担う専門人材を育成するため、自治体職員や医療従事者の危機管理対応能力の向上に資する研修や訓練等を充実させること。

また、これまで国内で発生したことのない感染症や未知の感染症への自治体の迅速な危機管理対応を支援するため、感染症対策の専門家チームを各自治体に派遣できる体制を強化、充実させること。

◆現状・課題

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、多くの訪日客が予想され、それに伴い国内で発生している麻しん等の感染症のリスクが高まると考えられ、エボラ出血熱やMERSなど、これまで国内で発生したことのない感染症が発生する可能性もあることから、早急に体制を強化していく必要がある。

そこで、国において、自治体職員や医療従事者に対する感染症健康危機管理に関する研修、訓練等を充実させ、多くの感染症対策の専門人材を育成していくことが重要である。また、国から地方自治体へ感染症の専門家チームを迅速に派遣できるよう、体制の充実が不可欠である。今般の新型コロナウイルス感染症に関する患者クラスター（集団）対策チームのように、こうした派遣体制の充実・強化が必要である。

◆実現による効果

感染症対策に携わる自治体職員や医療従事者の人材育成が強化されることにより、感染症への危機管理対応能力が向上する。また、感染症対策の専門家チームを派遣することによって感染症アウトブレイク等の際に迅速に対応し、被害を最小限にできる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康危機管理課)

6 オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等

【提案内容】

提出先 厚生労働省

口腔機能のささいな衰え（オーラルフレイル）について、初期の症状の者や口腔機能の低下（口腔機能低下症を含む）に対応するリハビリテーション（神奈川県作成オーラルフレイル改善プログラム）についても保険適用とすること。市町村が実施するオーラルフレイル対策に係る事業を国保の保険者努力支援制度の評価項目に追加すること。

◆現状・課題

平成30年度の診療報酬改定では、著しく口腔機能が低下した者（「口腔機能低下症」患者）を対象とした診断や保健指導（口腔機能管理加算）は、保険適用とされたが、口腔機能の低下が初期段階の者（「オーラルフレイル」該当者）は対象となっていない。また、口腔機能の回復を目的としたリハビリテーションも保険適用となっていない。

しかしながら、平成28年度神奈川県口腔ケアによる健康寿命延伸事業において調査したところ、65歳以上の高齢者の約4割がオーラルフレイル該当者であり、さらに、平成30年度の介入調査では、本県が作成した改善プログラムを1か月間実施することで滑舌や舌圧などが有意に改善することが示された。

また、オーラルフレイル該当者の4年後における要介護認定及び総死亡のリスクは、非該当者に比べて、約2倍高いことが、東京大学高齢者社会総合研修機構等の研究チームによる研究（2017年発表）で明らかとなっている。

オーラルフレイル改善プログラム

歯科医院での
検査・評価

オーダーメイド（個人の状況に対応）
オーラルフレイル改善プログラム

歯科医院での
検査・評価

引き続き
実施

・歯と口の検査
・滑舌検査
・舌圧測定
・咀嚼機能測定

咀嚼機能を測定する検査

○オーラルフレイル改善プログラムを
自宅の実施

- ・開口訓練
- ・舌圧訓練
- ・舌節連続訓練
- ・咀嚼訓練

○定期的な歯科医院での評価・支援

※在宅訓練で使用可能な道具



（神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」を基に作成）

オーラルフレイルの人が抱えるリスク	
身体的フレイル	2.4倍
サルコペニア ※	2.1倍
要介護認定	2.4倍
総死亡リスク	2.1倍

（「出典「Tanaka T, Hirano H, Watanabe Y, Iijima K. et al. Oral Frailty as a Risk Factor for Physical Frailty and Mortality in Community-Dwelling Elderly. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2017」を基に作成）

※加齢に伴って筋肉が減少した状態

国保の保険者努力支援制度の評価項目として、歯周病対策（市町村における歯周疾患健診の実施）が含まれているが、栄養障害等を防ぐために重要なオーラルフレイルを含む口腔機能低下の防止については、評価項目に含まれていない。

◆実現による効果

オーラルフレイル該当者への適切な対応により、要介護及び運動・栄養障害等を未然に防ぐ効果が期待されることから、「オーラルフレイル該当者への保険適用拡大」及び「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」は、将来的には、医療・介護費の適正化にもつながる。

（神奈川県担当課：健康医療局健康増進課）

7 持続可能な国民健康保険制度の構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

また、医療費水準が低い保険者のインセンティブを損なわず、個人の生活習慣病等の発症リスクの低減を促し、より一層の医療費適正化を図るために、保険者努力支援制度の成果指標を見直すとともに、ロコモ、フレイルや認知機能対策などの未病改善に向けた都道府県や市町村の取組も評価項目に追加すること。

※ ロコモ・障害や加齢による運動器の機能低下 フレイル・加齢に伴う心身の虚弱化

◆現状・課題

改正国民健康保険法に基づき、平成30年度から都道府県は国保事業の財政運営主体となり、市町村とともに国保事業運営を担うこととなった。あわせて、全国市町村が行う法定外繰入額に匹敵する3,400億円の財政基盤強化策が実施され、本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたところである。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、低所得の子育て世帯を中心に、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今後実施される財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置がなされることが、持続可能な制度とするために必要である。

また、より一層の医療費の適正化を図るためにも、保険者努力支援制度において、一人当たりの医療費水準の低い自治体が適正な評価を受けられるよう、医療費水準の改善幅よりも、現状の医療費水準の評価の配点を高めるよう見直すとともに、個人の主体的な健康行動を促す都道府県、市町村の取組に係る評価項目のさらなる充実が必要である。

◆実現による効果

加入者の負担能力に応じた保険料や一部負担金の水準となることにより、被保険者間の負担不公平が解消される。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会けんぽ
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	35.0	6.80%	13.08%	19.36%	25.64%	13.14%
200	122.0	10.32%	12.48%	15.36%	13.92%	8.19%
300	192.0	9.92%	12.21%	14.49%	14.95%	7.85%
400	266.0	9.72%	11.37%	13.02%	14.68%	7.75%
500	346.0	9.60%	10.87%	12.14%	13.41%	7.33%
600	426.0	9.53%	10.56%	11.59%	12.62%	7.07%
700	510.0	9.48%	10.34%	11.20%	12.06%	6.84%
800	600.0	9.44%	10.17%	10.90%	11.63%	6.61%
900	690.0	9.41%	10.04%	10.68%	11.32%	6.43%
1,000	780.0	9.38%	9.95%	10.24%	10.26%	6.30%

協会けんぽの保険料負担率の
1.5倍を超える世帯

[本県における国保加入者の負担の状況
—所得に対する保険料の負担割合—]
1,000万円未満収入のほとんどの世帯・
所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を
上回り、特に収入100万円から300万円
の世帯の負担が高くなっている。

※ 協会けんぽは、平成31年4月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額(年間16月(ボーナスが4月支給)として算定。

※ 横浜市は、平成31年度の保険料率による算定(介護分を除く。軽減適用後)。

(R2.2神奈川県調べ)

(神奈川県担当課：健康医療局医療保険課)

12 地域包括ケアシステムの構築に向けた

医療・介護提供体制の推進

1 地域医療介護総合確保基金の改善

【提案内容】

提出先 厚生労働省

基金の医療分については、事業区分Ⅱ、Ⅳ及びⅥにも十分な額を配分するとともに、事業区分間の融通を認めること。あわせて、都道府県が年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

また、介護分については、介護施設の創設や、ロボット・センサー等の導入とあわせて大規模修繕だけでなく、介護保険制度導入以前の施設の老朽化対策としての大規模修繕を補助対象メニューに加えるほか、メニューに無いものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにするとともに、建築コスト等に見合った単価設定とすること。そのほか、人材確保対策についても、地域の実情や創意工夫が活かせる仕組みにすること。あわせて、事業区分間の融通を認めること。

◆現状・課題

医療分は、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分されている。本県では、2025年の必要病床数は約1万1千床増加、在宅医療等の必要量も約1.6倍増加と推計され、医療需要の増加に対応するために、病床の転換整備や稼働率向上が必要となるが、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）、Ⅳ（医療従事者の確保）及びⅥ（勤務医の働き方改革推進に関する事業）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組を進める医療機関における医療従事者不足、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの事態が生じかねない。加えて内示の時期も例年7～11月と遅く、予定どおり新規事業が実施できないなどの影響も生じている。

介護分は、介護施設等の整備対象に既存の広域型特養の大規模修繕も追加されたが、介護施設等の創設や、ロボット・センサー、ICTの導入とあわせて大規模修繕のみが対象となっているため、介護保険制度導入以前に開設された施設の老朽化など既存設備等の維持は引き続き困難な状況である。

また、補助単価については、介護ロボットについて一律に上限が設定されているなど、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況があるため、建築コストの増などにあわせて見直しを随時行う必要がある。

そのほか、介護人材確保対策についても、地域が独自に取り組んでいる事業で、国の実施要領において、補助基準額、補助対象者等が一律に定められているため、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況がある。

また、事業区分Ⅲ（介護施設等の整備に関する事業）とⅤ（介護従事者の確保に関する事業）間の融通が認められないことで、事業の機動的な実施に影響が生じている。

◆実現による効果

医療分については、十分な額の配分により、在宅医療の推進や医療従事者の確保に必要な事業が実施できる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの推進が期待できる。

（神奈川県担当課：健康医療局医療課、福祉子どもみらい局高齢福祉課、地域福祉課）

2 保健・医療・福祉を担う人材の確保定着

【提案内容】

提出先 厚生労働省

(1) 本県の大学医学部の地域枠による臨時定員増について、令和3年度まで暫定延長が決まったところであるが、本県の医師確保・偏在対策として引き続き重要な枠組みであることから、令和4年度以降の取扱いについても、地域の実情や都道府県の意向に十分配慮して検討を進めること。

また、医師の臨床研修制度における都道府県別の募集定員について、これを引き続き引き上げること。

さらに、専門医制度において、都市部における一律の定員制限を見直すとともに、基幹施設が専攻医や指導医を採用するために必要な人件費等に対して財政支援を行うこと。

◆現状・課題

本県の医師数は、総数は全国3位だが、人口10万人あたりでは39位と下位となっており、新たに導入された「医師偏在指標」では、「多数」でも「少数」でもない「中程度」の県として区分されており、国の見解によると、このままでは令和4年度以降、地域枠による医学部の臨時定員増が維持できなくなる。

また、医師の臨床研修制度について、令和2年度から臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限が都道府県へ委譲されるが、都道府県への定員上限の設定は国に残ることから、地域の実情に応じて臨床研修医を確保できない。

さらに、専門医制度に関し、県医療対策協議会の議論においても東京都への研修医の一極集中が、診療科の偏在を含む医師確保対策を講じる上で大きな支障となっているとの指摘がされているため、都市部を一律に削減するのではなく、医師偏在指標の結果や将来時点の医師の需給見込みなど地域の実情に応じた定員設定が必要である。

◆実現による効果

地域枠医師を継続して確保するとともに、臨床研修病院、専門研修機関病院等に研修医が増えることにより、医師不足及び医師の勤務環境改善につながり、地域偏在の解消に寄与する。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

〔人口10万人当たりの医師数の推移〕



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」(H20～H30)を基に作成

(2) 福祉・介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・養成を図るため、人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。

◆現状・課題

「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった人材層の役割が混在しており、例えば、高度な専門性を有する介護福祉士が専門性を要さない配膳やベッドメイクなどの業務も行っているなど、限られた人材を有効活用できていない。そこで、意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役割を担うことができるようにするため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

◆実現による効果

介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や処遇改善につなげていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課)

- (3) 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、**早期に准看護師養成を停止すること**。併せて、准看護師から看護師を目指す者を対象とした**修学資金貸付制度を創設すること**。

◆現状・課題

本県では、医療の高度化、専門化等に対応するためには、現在の准看護師養成課程の教育内容では困難と考え准看護師養成を停止したが、国においても早期に准看護師養成停止の方針を示す必要がある。

また、現時点で准看護師免許を有し、看護師を目指し養成校へ通う者の経済的負担を軽減するため、修学資金貸付金制度の創設が必要である。

◆実現による効果

国が准看護師養成停止の方針を示し、さらに看護師を目指す者を支援することにより、全国で准看護師養成から看護師養成への転換が図られ、医療の高度化、専門化等に対応できる看護師養成を行うことが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (4) 救急救命士の知識や技能を活用するため、**救急用自動車等以外の場所で業務が行えるよう、職域の拡大について法整備を進めること**。

◆現状・課題

現在、国の「救急・災害医療提供体制のあり方に関する検討会」にて、医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフトの観点から、救急救命士の職域を「院内の救急外来まで」に拡大し、医療機関に所属する救命救急士の資質を活用する方向にて現行法（救急救命士法）の改正が検討されている。仮にその検討の方向性で改正された場合、救急救命士の国家資格を持ちながら、消防隊員でない約2.4万人について、イベント会場などの大規模集客施設等（医療機関を除く）で勤務している場合、行える行為に制約があり、その資格が活かせる状況ではない。このため、消防職員以外の有資格者の能力を活用し、病院前救護（病院到着前の救急救命処置）を推進するため、その他の場所でも業務が行えるなどの法整備を進める必要がある。

◆実現による効果

病院前の救護体制が強化されることにより、安全・安心の確保の充実が図られる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (5) 医療人材の負担を軽減するため、これをサポートする**医療クラーク（医師事務作業補助者）**や、**AI等の最先端のテクノロジーの活用を進めること。**

◆**現状・課題**

医療の現場においては医師や看護師をはじめとする様々な専門職種が従事しているが、日々の業務の中で煩雑かつ大量の書類作成や事務手続きに追われ、長時間労働の一因となっている。

また、各種統計に協力することが求められるなど、本来業務以外にも事務手続きが存在する。

こうした状況を改善し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療サービスを提供するためには、医療人材が処理する大量の事務作業を補助する「医療クラーク」の活用を進めることや医師・歯科医師・薬剤師統計の実施に当たりオンラインによる回答などを進める必要がある。

なお、令和2年度の診療報酬改定において、医師の働き方改革を推進し、質の高い診療を提供する観点から、医師事務作業補助体制加算の充実などが図られ、一定の評価はできるが、今後より多くの医療機関において活用できるよう、診療報酬のさらなる充実が必要である。

また、IoT、AI、ロボット等、最先端のテクノロジーを医療サービスに活用することは、効率的・効果的で質の高い医療の提供に加え、医療人材の勤務環境の改善にもつながることが期待される。

そこで、医療サービスにおける、医療人材をサポートする最先端のテクノロジーの活用促進に向け、研究開発に係る財源措置を充実するとともに、診療報酬での制度的対応も含め取組を進める必要がある。

◆**実現による効果**

医療クラークの活用を促進することにより、医療人材の事務作業の負担を軽減し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療提供サービスが可能となる。

また、テクノロジーの活用促進を図ることで医師の負担軽減や見落とし率の低下などの効果が期待される。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

3 介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築

【**提案内容**】

提出先 厚生労働省

- (1) 質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、要介護状態の改善につながる取組や「未病改善」の取組、職員の定着、資質向上、ICT・テクノロジーの活用の取組を介護報酬で評価する等、**事業所においてインセンティブが働くような、介護保険制度の持続可能性を高める仕組みを構築すること。**

◆現状・課題

介護保険制度は、要介護認定者について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることが目的であるが、現在の制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、要介護度を改善させた場合、報酬は減少してしまう。

事業者が行う質の高い介護サービスや「未病改善」の取組等が適切に評価される仕組みを構築し、介護従事者の資質向上や定着確保に向けてインセンティブが働くようにする必要がある。

◆実現による効果

要介護度の改善につながる質の高いサービスや「未病改善」の取組、介護従事者の資質向上、定着に向けた取組を積極的に評価することで、より質の高い事業者、介護従事者の増加、ひいては介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳の保持が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

(2) 介護保険における地域区分については、賃金水準に即したものとなるよう、県内一律とすること。

◆現状・課題

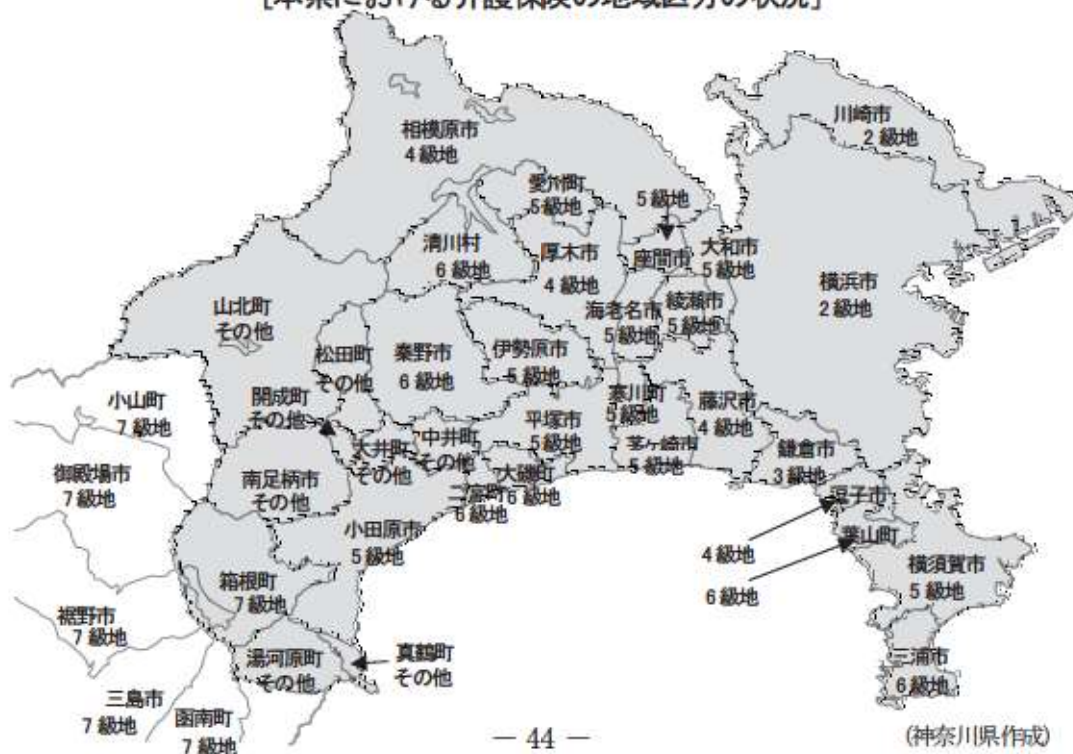
本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は2級地からその他区分まであって、2級地に5級地が隣接するなど、非常に混在している。このため、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しが必要である。

◆実現による効果

地域区分を地域の実情に沿って見直すことで、介護保険事業所の経営安定化や人材確保につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

[本県における介護保険の地域区分の状況]



13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

誰もがその人らしく暮らすことのできる**共生社会の実現**に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による**普及啓発の強化**等を行うこと。

◆現状・課題

平成 28 年 7 月 26 日に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、本県では、共生社会の実現に向け、平成 28 年 10 月 14 日に本県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。取組の中では、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行うほか、SNSや動画などを活用した憲章の理念の普及啓発などを継続的に実施しており、こうした取組を引き続き行っていくことが重要と認識している。

内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、45%程度に留まっている。また、本県の県民ニーズ調査（令和元年度実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は、70%近い結果となっている。

本県では、こうした動向も踏まえ憲章の理念の普及に取り組んでいるところだが、共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。

◆実現による効果

共生社会の実現に向けた理念の普及啓発と、障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会が実現する。



(内閣府「障害者に関する世論調査」(H28)を基に作成)



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生社会推進課、障害福祉課)

2 障がい福祉施策に係る超過負担の解消

【提案内容】

提出先 厚生労働省

障がい福祉施策における**地域生活支援事業**について、事業量に見合った予算措置がされておらず、**市町村の超過負担が恒常化**していることから、国において必要な財源措置を行うこと。

特に、地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の個人向け給付事業は、確実な財源措置がなされるよう、負担金事業とすること。

◆現状・課題

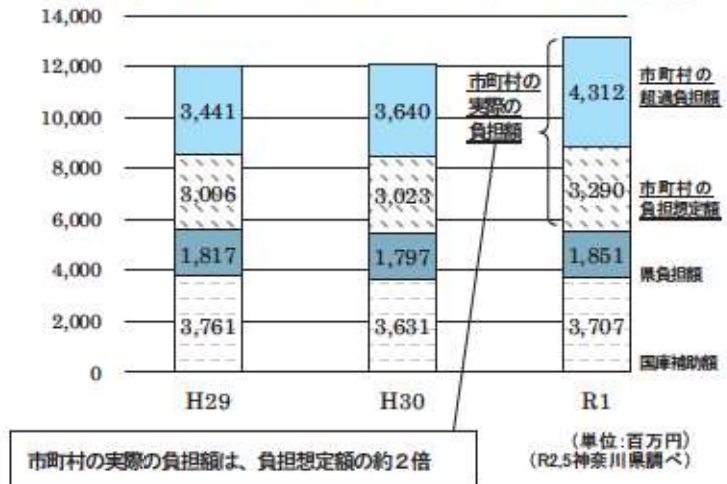
本県における令和元年度の市町村の超過負担額は 43 億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすおそれがある。

令和 2 年度の国予算額は総額 10 億円増額したものの、依然として超過負担解消には至っていない。

◆実現による効果

負担金事業化するなど、確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。

【本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移】



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

3 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

子育て世帯や重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親及び身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接関わるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした助成を行った場合、国保国庫負担金の削減措置が行われているが、平成 30 年度から、未就学児に限って削減措置が廃止されることとなった。平成 30 年度、本県の削減額は約 41 億円であり、市町村の国保財政に多大な影響を与えていることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国保国庫負担金の削減措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

VIII 教育・子育て

14 子ども・子育て応援社会の推進

1 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円超の財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円超の財源についても早急に確保し、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の令和2年度当初予算では、必要とされる財源1兆円超のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円超の財源については、一時預かり事業の充実など、一部の項目が措置されたのみである。

◆実現による効果

0.3兆円超の財源確保により、1歳児の職員配置や4・5歳児の職員配置の改善等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備にかかる補助率のかさ上げを継続するとともに、幼稚園の活用など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を継続の上、拡充すること。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は令和2年4月1日時点で496人であり、またいわゆる潜在的待機児童数は8,688人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、平成30年度に創設された幼稚園における2歳児預かりについて、運営費支援の充実と改修費補助の創設が必要である。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、保育士の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。

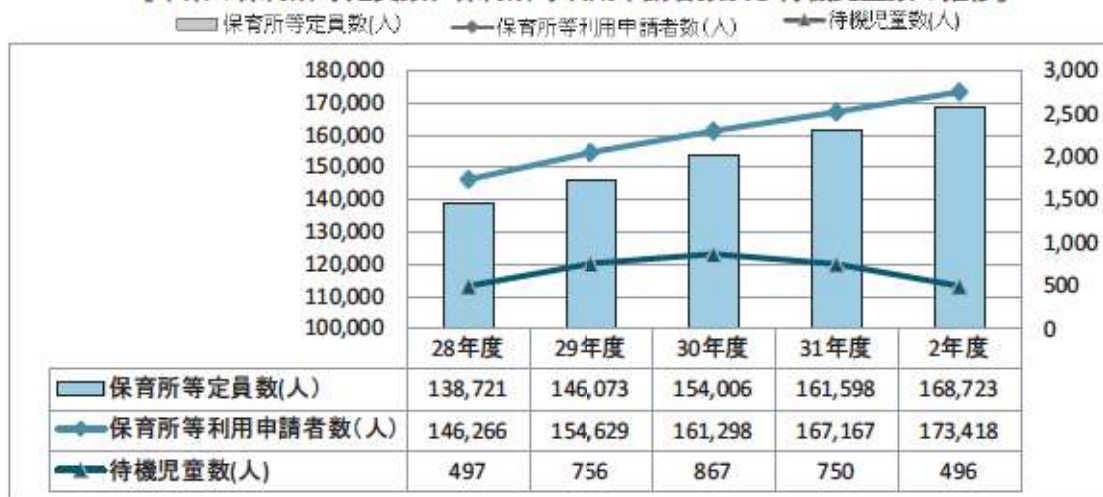
◆現状・課題

保育士の処遇については、平成29年度は、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたものの、対象者数に上限があり全員に行き渡っていない。保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額10万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

◆実現による効果

保育士の給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(H28～R2年)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

2 児童虐待防止対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、国の責任において、十分な確保・育成対策並びに財政措置を講じること。

◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

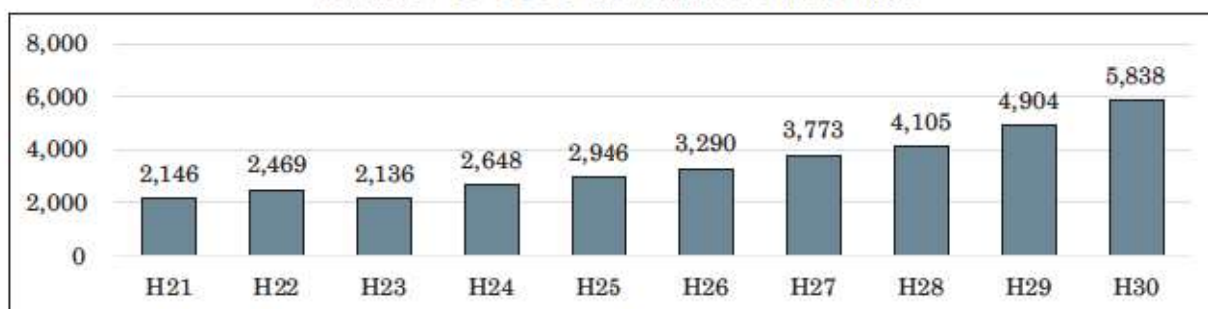
さらに、令和元年6月には児童福祉法の改正等により、児童福祉司の配置基準に加え、児童心理司の配置基準が法定化された。このほか、弁護士の配置や医師・保健師の配置の義務化など、児童相談所の体制強化等を図るための方策が決められた。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数も多く、これらの職員の確保・育成が非常に困難であり、国における確保・育成が必要である。

◆実現による効果

児童相談所の体制及び専門性の強化が図られることにより、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を確保するとともに、市町村への支援の強化が図られる。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

3 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

生活困窮が強く懸念されるひとり親家庭などへの子どもの貧困対策については、経済的な支援を実施するとともに、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援施策において、国を挙げた総合的な対策を強力に推進すること。

また、貧困の状態にある子どもに対する支援施策については、地方の意見を聴取し、柔軟な制度とするとともに、地方への財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

子どもの貧困については、その前提として親の貧困があり、非正規雇用の低賃金など、社会構造全体に及ぶ課題である。特にひとり親家庭は、非正規雇用の割合が高く、本県が実施したひとり親家庭アンケート調査結果（平成28年8月）によると、家族全体の過去1年間の年収として、200万円未満が44.6%、過去1年間に経済的理由のために公共料金の支払いができなかった、または滞ったことがあるという回答が26.9%など、経済的に厳しい状況に置かれている。

子どもたちが生まれ育った環境によってその将来が左右されることのないよう、また、貧困が連鎖することのないよう、子育て支援に関する情報提供の充実や子どもの居場所づくりなど、子どもの貧困対策を一層推進するため、国を挙げた取組の充実が急務である。

また、子どもの貧困対策を進めるに当たっては、子どもに身近な市町村による地域の実情に合わせた取組や都道府県による広域的な取組を進めることが重要であり、たとえば対象をひとり親家庭の子どもに限定しないなど、活用しやすい柔軟な制度とするとともに、地方への財政的支援を拡充する必要がある。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の取組の強化により、経済的支援に加え、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援がより一層推進され、「子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会の実現」につながる。

[本県の生活保護を受けている母子世帯数の推移]

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
母子世帯数(世帯)	9,106	9,067	9,074	8,848	8,372	7,788	7,284

※数値は各年度の平均（「神奈川県の生活保護」(R2.4)）を基に作成

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

IX 県民生活

15 拉致問題の早期解決

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

提出先 内閣官房、外務省

(1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携・協調し、**拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。**

◆現状・課題

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、既に17年が経過した。拉致被害者の帰国を待つ家族の高齢化も進み、残された時間は非常に少なく、家族会及び救う会からも「全拉致被害者の即時一括帰国」が強く求められており、早期帰国の実現が必要である。

北朝鮮は、核実験の実施や弾道ミサイルの発射等挑発行為を続けてきたが、国際社会からの厳しい圧力を受け、平成30年の平昌オリンピックを契機に、対話路線に転換し、体制の保証と制裁緩和を求め、中国、韓国、米国及びロシアと相次いで首脳会談を開催してきた。しかし、令和元年8月には短距離ミサイルを相次ぎ発射するなど、対話路線は停滞しており、同年10月に米朝実務者協議が開催されたものの、意見の対立は解消されなかった。その一方で、拉致問題については、北朝鮮は「既に解決済み」との主張を繰り返し、ストックホルム合意以降は進展が見られていない。2回の米朝首脳会談で拉致問題が提起されたが、最終的には日朝首脳間の直接対話により解決しなければならない。

拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携して取組を進める必要がある。

また、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない特定失踪者にまで拉致問題の取組を広げる必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決及び拉致被害者等の帰国により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。



(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

(2) 「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、日朝政府間協議に臨むとともに、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持し、**拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。**

◆現状・課題

外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」、「行動対行動」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を講じ、事態の打開を図る必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、**拉致被害者等の救出及び安全確保**のため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。

◆**現状・課題**

北朝鮮は、組織的、広範かつ深刻な人権侵害を行っており、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」報告書においても非難されている。また、北朝鮮は平成29年の核実験実施、弾道ミサイル発射の後、平昌オリンピックを契機に対話路線に転換しているが、朝鮮半島を巡る情勢には今後とも注視する必要がある。

国際社会が北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく措置に取り組む中、北朝鮮は体制維持のため、厳しい対応を行っており、万が一体制が崩壊するなど不測の事態が発生した場合、拉致被害者等邦人の救出及び安全確保が課題である。

◆**実現による効果**

北朝鮮に不測の事態が生じた場合、円滑な邦人の救出及び安全確保が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (4) **拉致問題を風化させないための取組をより一層強化**すること。

◆**現状・課題**

拉致問題は、発生から40年以上の長い年月が経過しており、拉致被害者等家族の高齢化も進んでいる。解決に向けては、国民の世論を盛り上げ、交渉の後押しをしていく必要がある。しかしながら、問題発生から長い年月が経過しているため、絶えず世論を盛り上げ維持していくためには、粘り強い啓発活動を実施していく必要がある。

○**令和元年度拉致問題に関する本県の主な取組**

1 **映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会**

- ・ 年月日 令和元年7月28日～令和2年1月23日の間 計5回
- ・ 場 所 県内5か所
- ・ 参 加 810人

2 **「すべての拉致被害者救出を！」めぐみさんと家族の写真展**

- ・ 年月日 令和元年12月8日
- ・ 場 所 新都市プラザ
- ・ 内 容 横田めぐみさんと家族の写真展、神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル展示、アニメめぐみの上映、横田早紀江さんビデオメッセージ、特定失踪者家族の訴え、横田めぐみさんの同級生の吉田直矢さんコンサート等

3 **神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル等の展示**

- ・ 期 間 平成31年4月～令和2年3月
- ・ 場 所 52か所（県民利用施設や県内市役所ロビーなど全市町村で実施）

4 **「拉致問題を考える国民の集い in 神奈川」の開催**

- ・ 年月日 令和元年7月28日
- ・ 場 所 ワークピア横浜
- ・ 参 加 310人

5 **拉致問題啓発タペストリー（縦1.5m×横9.4m×2枚）の掲出**

- ・ 掲出期間 平成30年10月5日からめぐみさんの帰国まで
- ・ 場 所 県庁エネルギーセンター棟 2階フェンス

◆**実現による効果**

拉致問題の風化を防止し、解決に向けた国民世論が喚起される。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

16 ヘイトスピーチ対策の推進

1 ヘイトスピーチ対策の推進

【提案内容】

提出先 法務省、総務省

平成 28 年 6 月にヘイトスピーチ解消法が施行され、本県も同法に規定された責務に基づきヘイトスピーチの解消に係る取組を進めているところであるが、同法にはヘイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれておらず、現在もヘイトスピーチは後を絶たない。この問題は日本国憲法が保障する「表現の自由」などの配慮も必要であるため、自治体ごとの判断に委ねるのではなく、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、**実効性のある法律への見直しが必要である。**

また、インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど**拡散防止に係る法改正等を要望する。**

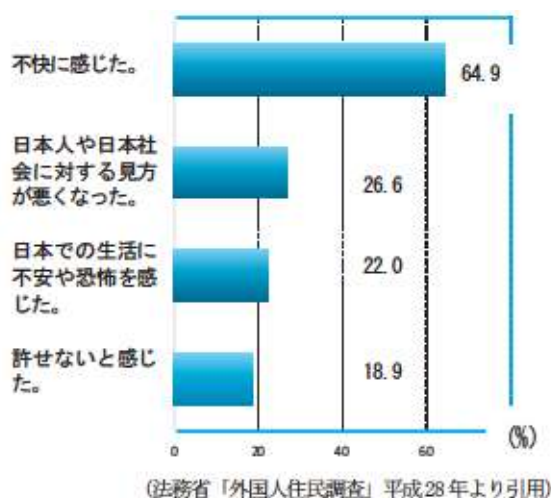
◆現状・課題

ヘイトスピーチを伴うデモは、ヘイトスピーチ解消法制定以後、本県内では鎮静化傾向であるが、街頭宣伝活動やインターネット上での差別表現を伴う書き込みは、依然として活発であり、当事者（外国籍県民）の心をむしばんでいる。こうした状況を改善するためには国による対応が必要である。

◆実現による効果

ヘイトスピーチにさらされている当事者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国人に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

外国人を排除するなどの差別的なデモ、街頭宣伝活動を見聞きして、どのように感じたか。
(複数回答可)



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局人権男女共同参画課)

X 県土・まちづくり

17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

1 幹線道路網の整備と活用

【提案内容】

提出先 国土交通省

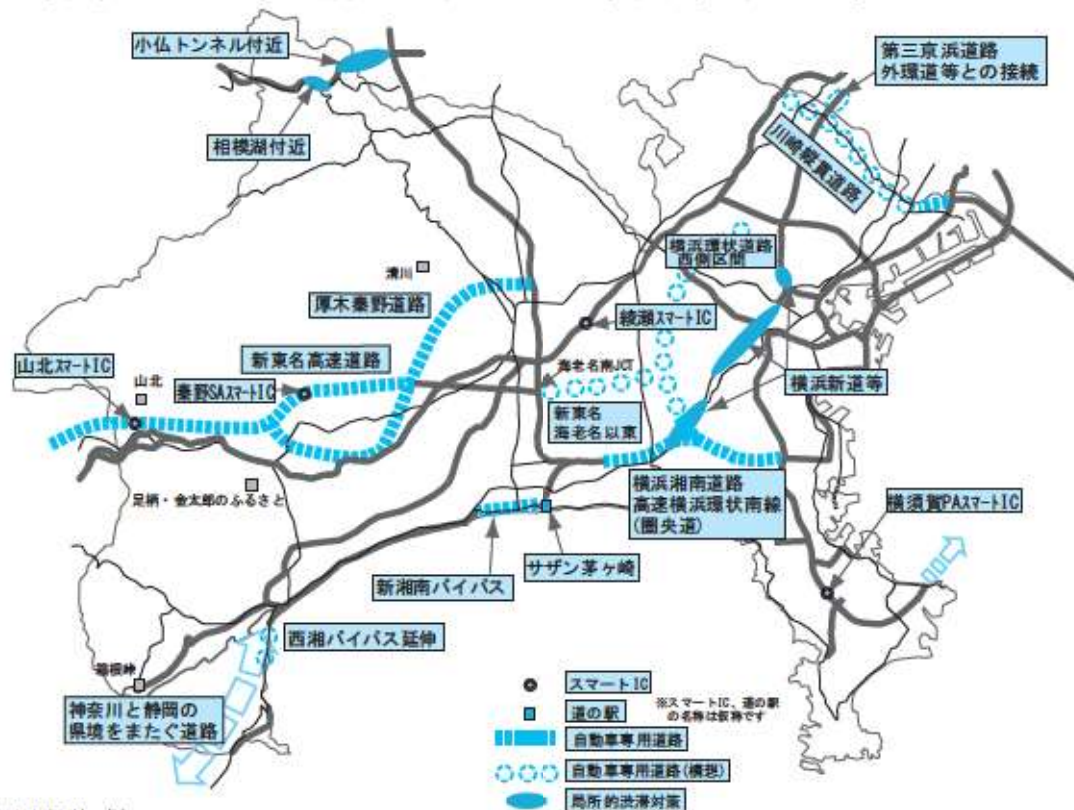
- (1) 一層の観光振興や生産性の向上を実現していくため、「新東名高速道路」、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」及び「厚木秦野道路」の早期整備を図ること。また、「新東名高速道路」の全線6車線化の実現や海老名以東の計画の具体化などを図るとともに、「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路」の実現に向け支援すること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用できるよう、局所的な渋滞対策やスマートICの早期整備を図ること。
- (3) 高速道路ネットワークと一体となって地域の交流連携を支える幹線道路の整備や、地方創生の拠点となる道の駅の整備を推進するために必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

首都圏機能の一翼を担う本県の道路網は、人口や都市機能の集積に比して整備が十分とは言えず、円滑で安定的な経済活動を支える幹線道路網の整備が急務となっている。

◆実現による効果

広域的な交通利便性の向上などにより、本県はもとより、首都圏全体の経済の好循環が図られる。また、災害時における応急活動などを支える基盤の充実強化が図られる。



(神奈川県作成)

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課)

2 鉄道網の整備促進

【提案内容】

提出先 総務省、国土交通省

- (1) リニア中央新幹線については、整備を促進するとともに、神奈川県駅（橋本）周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ支援を講じること。
- (2) 寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅や藤沢市村岡地区の東海道本線新駅の実現を図るため、駅整備等に要する地元自治体の負担を軽減する制度を整備するとともに、駅周辺のまちづくりも含め確実な予算措置を講じること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸など、神奈川の拠点づくりを支える鉄道整備について、公的支援を拡大すること。

特に、既存路線の延伸などにより、新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業については、国による助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築を図ること。

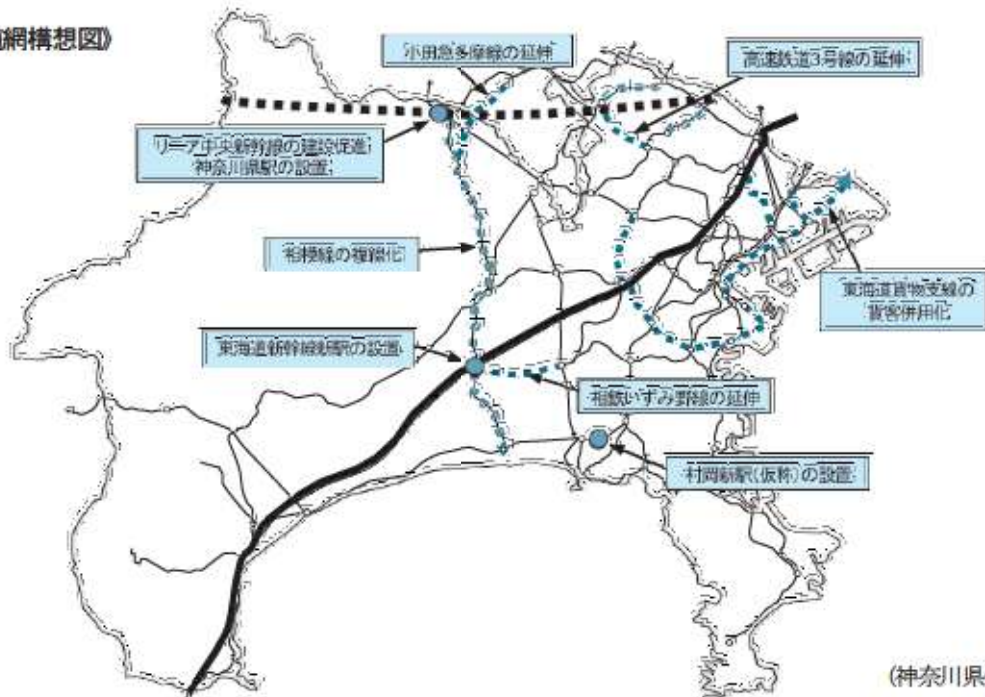
◆現状・課題

全国との交流連携の窓口をはじめ、首都圏の玄関口である本県において、拠点づくりを支え、その効果を広く波及させるため、利便性の高い鉄道網の形成が必要である。

◆実現による効果

東京都心への過度な一極集中を改善し、災害リスクや人口減少などの課題を首都圏全体で受け止めることにより、都市機能の向上や国際競争力の強化などに大きく寄与する。

《鉄道網構想図》



(神奈川県作成)

(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、都市整備課)

3 新たなモビリティサービスの取組促進

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

高齢化の進展や人口減少が見込まれる中、あらゆる人がどこでもシームレスかつ自由に移動でき、コミュニティの活性化が図られる社会を、移動面から実現するため、地方自治体や民間事業者が行う取組について支援を行うこと。

また、国や民間事業者、自治体等の多様な関係者が連携し、新たなモビリティサービスなどの迅速な取組促進が図られる仕組みを構築すること。

さらに、ICT・AI等を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組を推進すること。

◆現状・課題

近年、ICT・AIなど技術革新が進展し、MaaS (Mobility as a Service) など、新たなモビリティサービスも進んでおり、こうした技術革新の成果を積極的に活用することで、地域住民の外出機会を減らすことなく、公共交通機関を利用してストレスなく快適に移動できる環境を整備する必要がある。

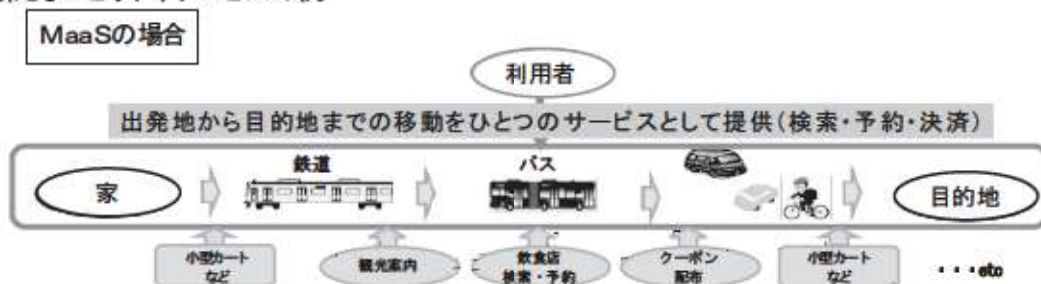
これらの取組に当たっては、現在、各交通事業者により行われている運賃・料金の届出について共同で行うことを可能とする行政手続のワンストップ化や、地方自治体等の関係者が連携する新たな体制等、事業者の創意工夫を活かすための迅速な事業実施を可能とするような仕組みについて、地方の意見を聴きながら構築していく必要がある。

また、国は、観光地周辺などで広域的に発生する渋滞を解消し、円滑な移動を確保するため、ICT・AI等の技術を活用し、渋滞の発生予測や、予測結果に基づき人や車の流れを最適化する検討を進めており、引き続き、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組が必要である。

◆実現による効果

人の移動に関する様々な制約など、課題解決を図るとともに、IoT・AI等を活用した交通の最適化、運転業務の人手不足への対応、さらに、キャッシュレス化などの取組促進により、運賃・料金を含めワンストップでシームレスなサービス提供が可能となり、コミュニティが活性化し豊かな社会の実現が期待される。

・新たなモビリティサービスの例



(国土交通省資料に追記)

※ MaaS・・・Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

県の取組

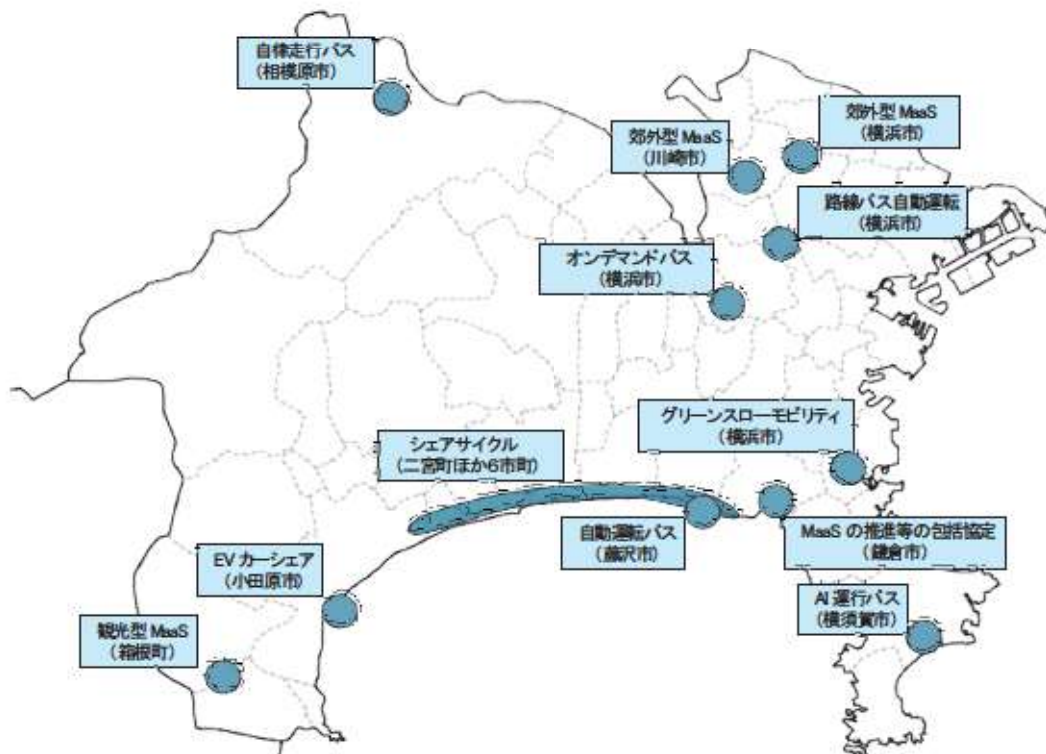
【かながわスマートモビリティ研究会】



【江の島における自動運転バスの実証実験】



県内の主な取組状況



(神奈川県担当課：県土整備局交通企画課、道路企画課)

18 県営住宅の健康団地への再生

1 コミュニティ再生のためのPFIによる県営住宅の建替推進

【提案内容】

提出先 国土交通省

「健康団地」への再生に向けて、今後の県営住宅建替え事業について、入居者、近隣住民等との交流拠点となるコミュニティルーム等を併設するとともに、PFI方式による建替えを積極的に進めていくため、当該事業に対して社会資本整備総合交付金の所要額を確実に配分すること。

◆現状・課題

人生100歳時代において、県営住宅をコミュニティ再生・活性化の拠点として、だれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」へと再生するため、本県では、平成31年3月に「健康団地推進計画」を策定した。

計画に基づき、今後の建替えに当たっては、団地全体をバリアフリー化し、コミュニティルーム等を併設するとともに、これまでの県直営建設方式だけでなく、PFI方式による建替えを積極的に進めていくこととしている。

(1) 令和3年度PFI事業着手団地の決定

令和3年度からの事業着手に向けて、導入可能性調査を行い、工期短縮と余剰地活用が期待できる、次の2団地をPFI事業着手団地として決定した。

- ・上溝団地（992戸、相模原市）：PFIによる公営住宅建替えで全国最大規模
- ・追浜第一団地（176戸、横須賀市）：PFIによる公営住宅建替えで平均的規模

今後は、令和2年度末に入札公告を行い、令和3年度後半から設計等に着手する予定としている。

今後のスケジュール

令和2年度	年度前半	実施方針、要求水準書の検討
	年度後半	実施方針等の公表、入札公告
令和3年度	年度前半	PFI事業者の選定、契約
	年度後半	PFI事業の着手（設計等）
令和12年度	追浜第一団地	事業完了（導入可能性調査による見込み）
令和14年度	上溝団地	事業完了（導入可能性調査による見込み）

(2) 令和4年度以降のPFI事業着手団地の予定

令和4年度からの事業着手に向けて、横山団地（相模原市）及び上宮田団地（三浦市）について、上溝団地等に次ぐ、建替えスケジュールを予定している。

令和5年度以降についても、工期短縮と余剰地活用が期待できる団地について、毎年度2団地程度のペースで、事業着手する予定である。

上記スケジュールにより、PFIによる建替事業を進めるためには、事業着手年度から終了年度まで、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。

◆実現による効果

老朽化した県営住宅について、PFIによる建替えを着実に進めることで、「健康団地」へと再生する。これにより、地域全体のコミュニティ再生・活性化の拠点として、持続的に役割を果たすことができる。

◇参考

＜PFIプラットフォームの設立＞（公営住宅にテーマを絞ったプラットフォームは全国初）

地元企業が参画しやすいPFI事業の実施に向けた検討を進めるため、県内建設関係団体等と、「県営住宅建替えPPP/PFIプラットフォーム」を令和元年12月に設立した。

令和2年1月には、PFI事業の推進に向けて地元企業による理解の促進とノウハウ取得を図るため、第1回セミナーを開催した（78団体、120名参加）。

（PFI推進に当たっての課題）

- ・行政、地元企業がPPP/PFI事業に不慣れ
- ・地域企業の受注機会が減少する懸念

（プラットフォーム設立による効果）

- ・地域企業によるPPP/PFI事業への参画促進
- ・企業間のネットワークの広がり、連携強化
- ・ノウハウ習得と案件形成能力の向上

PFIプラットフォームの活用

＜コミュニティルームの併設イメージ＞

住棟内に、入居者、近隣住民、福祉団体等との交流拠点として併設し、コミュニティカフェや、高齢者や子育て向けサービスの誘致などを進める。

【イメージ例】



地域包括支援センターのサテライト



子育て支援スペース



放課後児童クラブ



外国籍県民の交流サロン

（神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課）

参 考 1

「令和3年度 国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 15 拉致問題の早期解決

内閣府

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 地方税財政制度の改革
- 3 SDGsの推進
- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 8 基地対策の推進
- 13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 14 子ども・子育て応援社会の推進
- 17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

総務省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 地方税財政制度の改革
- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 11 健康・長寿社会の実現
- 16 ヘイトスピーチ対策の推進
- 17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

消防庁

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進

法務省

- 16 ヘイトスピーチ対策の推進

外務省

- 3 SDGsの推進
- 8 基地対策の推進
- 15 拉致問題の早期解決

財務省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 地方税財政制度の改革
- 4 分散型エネルギーシステムの構築
- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

文部科学省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 14 子ども・子育て応援社会の推進

厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 11 健康・長寿社会の実現
- 12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進
- 13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 14 子ども・子育て応援社会の推進

農林水産省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 5 脱炭素社会の実現
- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

経済産業省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 4 分散型エネルギーシステムの構築
- 5 脱炭素社会の実現
- 6 資源循環の推進
- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

資源エネルギー庁

- 4 分散型エネルギーシステムの構築

国土交通省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 4 分散型エネルギーシステムの構築
- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進
- 10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上
- 18 県営住宅の健康団地への再生

気象庁

- 7 防災・減災、国土強靱化対策の推進

環境省

- 5 脱炭素社会の実現
- 6 資源循環の推進

防衛省

- 8 基地対策の推進

参 考 2

「令和3年度 国の施策・制度・予算に関する提案」事項
神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略関連項目一覧

令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案	神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略
III SDGs 3 SDGsの推進	全ての項目に関連
IV エネルギー・環境 4 分散型エネルギーシステムの構築	基本目標1(3) エネルギー産業 基本目標2(2) 神奈川モデルのショーケース化
V 安全・安心 7 防災・減災、国土強靱化対策の取組の強力な推進	基本目標4(2) 誰もが活躍できる地域社会の実現
VI 産業・労働 9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進	基本目標1(1) 未病産業 (5) 産業創出・育成 基本目標2(2) 神奈川モデルのショーケース化 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり
VII 健康・福祉 11 健康・長寿社会の実現 12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	基本目標3(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり 基本目標4(1) 健康長寿のまちづくり

<p>Ⅷ 教育・子育て</p> <p>14 子ども・子育て応援社会の推進</p>	<p>基本目標 3 (1) 結婚から育児までの切れ目ない支援</p>
<p>X 県土・まちづくり</p> <p>17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上</p> <p>18 県営住宅の健康団地への再生</p>	<p>基本目標 4 (3) 交通ネットワークの充実</p> <p>基本目標 4 (1) 健康長寿のまちづくり</p>



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152 ～ 3155）

横浜市中区日本大通1 丁目 231-8588 電話 (045)210-1111（代表）